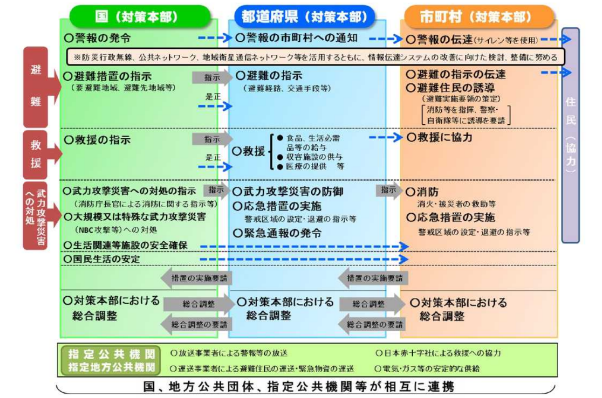
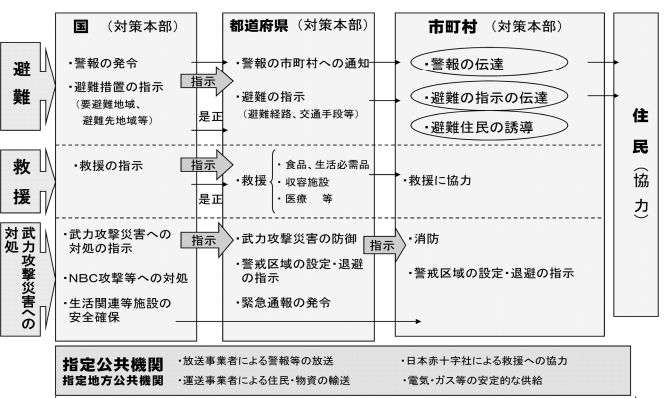


国民保護に関する新座市計画」変更案の新旧対照表（傍線部分は改正部分）

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
<p>1-2 (見え消し原稿案1ページ) ※以下、該当ページのみに記載。  (2ページ)</p>	<p>第1編 総則 第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。  略 そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）などの有事関連7法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>第1編 総則 第2章 計画策定の背景・経緯 第2次世界大戦から60年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。  略 そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（平成15年法律第79号）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）などの有事関連法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>時点修正  平成27年9月に成立した平和安全法制整備法に伴う「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」の名称変更に伴う変更。</p>
<p>1-3 (3ページ)</p>	<p>第1編 総則 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。 1 略 2 略 3 略 4 略 5 略 6 <u>指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</u> 市は、<u>指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</u> 市は、<u>日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑みその自主性を尊重する。</u> また、市は、<u>放送事業者である指定公共機関及び指定地</u></p>	<p>第1編 総則 第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方 本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。 1 略 2 略 3 略 4 略 5 略</p>	<p>指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等につき新たに記載し、埼玉県計画と記述の整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</p> <p>7 要配慮者の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> <p>8 国際人道法の的確な実施の確保 市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>10 準備体制の充実 武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</p> <p>11 外国人への国民保護措置の適用 市は、<u>日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p>	<p>6 災害時要援護者の保護 高齢者、障がい者、乳幼児等の災害時要援護者の積極的な避難・救援対策を実施する。</p> <p>7 国際人道法の的確な実施の確保 市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保 市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>9 準備体制の充実 武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p> <p>外国人への国民保護措置の適用につき新たに記載し、埼玉県計画と記述の整合を図るもの。</p>
1-4-1 (4ページ)	<p>第1編 総則 第4章 新座市の概況 第1節 地理的特性 本市は、埼玉県最南端に位置し、東京都心から25km圏内にあり、東西約7km、南北8km、総面積22.78km<sup>2</sup>を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接しており、地域の半分が東京都に接しているため、特に東京都から本市に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>第1編 総則 第4章 新座市の概況 第1節 地理的特性 本市は、埼玉県最南端に位置し、東京都心から25km圏内にあり、東西約7km、南北8km、総面積22.8km<sup>2</sup>を有している。東は朝霞市に接し、南は東京都練馬区、西東京市及び東久留米市、西は東京都清瀬市及び所沢市、北は入間郡三芳町及び志木市に接しており、地域の半分が東京都に接しているため、特に東京都から本市に避難してくるといった事態が発生する可能性が高い。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>平成26年10月1日付けで面積修正（測量技術向上に伴うもの）が行われたため、統計にいざで用いている数値に修正するもの。</p>
1-4-2 (4ページ～)	<p>第1編 総則 第4章 新座市の概況 第2節 社会的特性 1 人口</p>	<p>第1編 総則 第4章 新座市の概況 第2節 社会的特性 1 人口</p>	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(1) 人口動向等 本市の人口は、旧新座町であった昭和35年には14,401人であったが、昭和30年代後半から急増し、市制が施行される昭和45年10月には77,704人となり、昭和49年5月には10万人を、平成14年5月には15万人を超えた。<u>平成31年4月1日現在の推計人口は、165,372人である。</u></p> <p>(2) 昼夜間人口比率 平成27年国勢調査によれば、昼間に就業・通学のため本市から市外へ流出する人口は<u>54,734人</u>、市外から流入する人口は<u>31,607人</u>となっており、昼夜間人口比率は<u>85.7%</u>となっている。本市の就業者・通学者数（15歳以上）は、全体で<u>87,185人</u>であるが、そのうち市外への就業者・通学者は<u>55,534人</u>（全体の約<u>63.6%</u>）、東京都への就業者・通学者は<u>35,475人</u>（全体の約<u>40.6%</u>）に上る（平成27年10月1日現在）。そのため、東京都やその周辺で武力攻撃事態等が発生した場合には、本市の多くの就業者・通学者が被災し、避難誘導が困難となることが考えられる。</p> <p>2 要配慮者 武力攻撃事態等が発生した場合、より被害を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等の要配慮者に対する避難、誘導を迅速かつ的確に行うことが重要となる。現在、65歳以上の高齢者は<u>41,997人</u>、障がい者は<u>6,684人</u>、乳幼児は<u>9,650人</u>、外国人は<u>3,395人</u>（平成31年4月現在）となっている。</p> <p>3 公共交通 鉄道に関しては、本市の中央北寄りを東西に通るJR武蔵野線の新座駅、北端を通る東武東上線の志木駅、南端を通る西武池袋線の隣接市の駅がそれぞれ旅客輸送を担っている。バス輸送に関しては、市内には乗合バス3事業者による<u>46系統</u>のバス網が構成されている。人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、特に都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は著しいものがある。このため、テロ等により特に</p>	<p>(1) 人口動向等 本市の人口は、旧新座町であった昭和35年には14,401人であったが、昭和30年代後半から急増し、市制が施行される昭和45年10月には77,704人となり、昭和49年5月には10万人を、平成14年5月には15万人を超えた。<u>平成22年4月1日現在の推計人口は、159,302人である。</u></p> <p>(2) 昼夜間人口比率 平成17年国勢調査によれば、昼間に就業・通学のため本市から市外へ流出する人口は<u>55,996人</u>、市外から流入する人口は<u>31,357人</u>となっており、昼夜間人口比率は<u>83.8%</u>となっている。本市の就業者・通学者数（15歳以上）は、全体で<u>85,672人</u>であるが、そのうち市外への就業者・通学者は<u>55,319人</u>（全体の約<u>64.6%</u>）、東京都への就業者・通学者は<u>37,739人</u>（全体の約<u>44.1%</u>）に上る（平成17年10月1日現在）。そのため、東京都やその周辺で武力攻撃事態等が発生した場合には、本市の多くの就業者・通学者が被災し、避難誘導が困難となることが考えられる。</p> <p>2 災害時要援護者 武力攻撃事態等が発生した場合、より被害を受けやすい高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人等の災害時要援護者に対する避難、誘導を迅速かつ的確に行うことが重要となる。現在、65歳以上の高齢者は<u>31,540人</u>、障がい者は<u>5,132人</u>、乳幼児は<u>10,175人</u>、外国人は<u>2,484人</u>（平成22年4月現在）となっている。</p> <p>3 公共交通 鉄道に関しては、本市の中央北寄りを東西に通るJR武蔵野線の新座駅、北端を通る東武東上線の志木駅、南端を通る西武池袋線の隣接市の駅がそれぞれ旅客輸送を担っている。バス輸送に関しては、市内には乗合バス3事業者による<u>40系統</u>のバス網が構成されている。人口の増加に伴い、輸送需要が増大しており、特に都内に向かう鉄道路線を中心に、通勤・通学時の混雑は著しいものがある。このため、テロ等により特に</p>	<p>時点修正</p> <p>時点修正</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p> <p>時点修正</p> <p>時点修正</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>列車や駅が爆破等された場合には、人命に甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>生活関連等施設</u> 本市には原子力発電所は存在しないものの、国民保護法が定める生活関連等施設（変電所など国民生活に関連を有する施設や消防法（昭和23年法律第186号）に規定する危険物、毒物劇物取締法（昭和25年法律第303号）に規定する毒物及び劇物等の危険物質の取扱所など。用語集参照）が所在している。市内に所在する、消防法に規定する危険物を取り扱う施設は110か所（平成31年3月現在）、販売や製造等で毒物劇物を取り扱う施設は50か所である（令和元年10月31日現在）。</p> <p>こうした施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	<p>列車や駅が爆破等された場合には、人命に甚大な被害が発生することが懸念されるため、安全確保に特に配慮していく必要がある。</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>生活関連施設</u> 本市には原子力発電所は存在しないものの、国民保護法が定める生活関連等施設（変電所など国民生活に関連を有する施設や毒劇物等の危険物施設）が所在しており、これらのうち、消防法上の危険物質を取り扱う施設は155か所（平成22年3月現在）、毒劇物を取り扱う施設は64か所である（平成22年7月現在）。</p> <p>こうした施設がひとたび破壊されると、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えられるため、周辺住民の避難について配慮していくほか、施設の管理体制についても充実していく必要がある。</p>	<p>見出しを国民保護法で規定している「生活関連等施設」に改め、時点修正の上で、対象となる施設等の説明をより詳細なものに改めるもの。</p>
<p>1-5-1 (8~9ページ)</p>	<p>第1編 総則 第5章 国民保護の実施体制 第1節 市の責務 略</p> <p><b>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</b></p>  <p>略</p>	<p>第1編 総則 第5章 国民保護の実施体制 第1節 市の責務 略</p> <p><b>武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</b></p>  <p>略</p>	<p>埼玉県計画に記載の表と同じ表に改め、記述の整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
<p>1-6-1 (11°-ジ°)</p> <p>(12°-ジ°)</p> <p>(13°-ジ°)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第6章 本計画が対象とする事態</p> <p>第1節 武力攻撃事態</p> <p>1 略</p> <p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(1) 特徴</p> <p>ア 略</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>4 略</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第6章 本計画が対象とする事態</p> <p>第1節 武力攻撃事態</p> <p>1 略</p> <p>2 ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>(1) 特徴</p> <p>ア 略</p> <p>イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 留意点</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。</p> <p>4 略</p>	<p>ダーティボムについての説明を追加し、内容をわかりやすくするもの。</p> <p>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達について新たに記述し、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
2-1-1 (16頁)	第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第1節 連絡体制・通信体制の整備 略 また、市は全国瞬時警報システム（J-A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第1節 連絡体制・通信体制の整備 略 また、市は全国瞬時警報システム（J - A L E R T）の導入、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）の適切な運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。	全国瞬時警報システム（J - A L E R T）については導入済みであるため、現実に合わせた記述に変更し、埼玉県計画との整合を図るもの。
2-1-3 (17頁)	第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 略 (1) 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。 略 (2) 略	第2編 平時における準備編 第1章 情報収集、伝達体制の構築 第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 略 (1) 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定めるよう努める。 略 (2) 略	「よう努める」を削除し、埼玉県計画の記述との整合を図るもの。
2-2-2 (17頁)	第2編 平時における準備編 第2章 迅速な初動体制の確保 第2節 職員配備計画の作成 新座市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）の本部員、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。 略	第2編 平時における準備編 第2章 迅速な初動体制の確保 第2節 職員配備計画の作成 新座市国民保護対策本部（以下「市国民保護対策本部」という。）の部長、現地対策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告する。 略	市国民保護対策本部の組織を市災害対策本部事務局と同様のものに変更し、部は常設しないこととするため、「部長」を「本部員」に改めるもの。
2-2-3 (18頁)	第2編 平時における準備編 第2章 迅速な初動体制の確保 第3節 職員の指定と伝達手段の整備 市国民保護対策の本部員、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。 なお、本部員、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	第2編 平時における準備編 第2章 迅速な初動体制の確保 第3節 職員の指定と伝達手段の整備 市国民保護対策の部長、現地対策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努める。 なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、携帯電話、防災行政無線の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。	市国民保護対策本部の組織を市災害対策本部事務局と同様のものに変更し、部は常設しないこととするため、「部長」を「本部員」に改めるもの。 移動系防災行政無線の使用を停止したため、記述を修正するもの。



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(20 へ -ジ)	<p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。攻撃を受けたときの状態に応じて以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。</p>	<p>弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。また、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難させる。住民は日ごろから自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。攻撃を受けたときの状態に応じて以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。</p>	<p>埼玉県計画に合わせ、読点の追加を行うもの。</p>
(21 へ -ジ)	<p>(7) 屋外にいる場合</p> <p>a 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げ込むこと。その際に、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>(i) 屋内にいる場合</p> <p>a 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <p>(ウ) 乗り物の中にいた場合</p> <p>a 車の中にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。</li> <li>・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。</li> <li>・ <u>車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしないこと。</u></li> </ul> <p>b 略</p>	<p>(7) 屋外にいる場合</p> <p>a 直ちに堅牢な建物や地下に逃げ込むこと。その際に、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>(i) 屋内にいる場合</p> <p>a 鉄筋コンクリートなど堅牢な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅牢な建物や地下に避難する。</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <p>(ウ) 乗り物の中にいた場合</p> <p>a 車の中にいた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。また、むやみに車外へ出ない。</li> <li>・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。</li> <li>・ <u>車を乗り捨てる必要がある場合には、キーをつけたままロックせずに放置する。</u></li> </ul> <p>b 略</p>	<p>「頃」が常用漢字に追加されたため記載を修正するもの。</p> <p>「牢」が常用漢字でないため、「堅牢」を公用文において使用する表記である「堅ろう」に修正するもの。</p>
(22 へ -ジ)	<p>イ 着弾後 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の</p>	<p>イ 着弾後 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の</p>	<p>車の中にいた場合の避難方法についてより具体的に記載し、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>



編一章一節	改正案	現行	変更理由
	<p>状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、住民等は屋内避難を継続する。被害内容が判明後、他の安全な地域への避難を行うなどの、<u>国の対策本部長が指示する避難措置の内容に沿った避難の指示が知事によって行われる。</u>NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合には、以下のとおり。</p> <p>(7) 略 (1) 略 (7) 略 (3) 略 (4) 略</p>	<p>状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、<u>被害内容が判明後、国からの避難措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示が行われる。</u>NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合には、以下のとおり。</p> <p>(7) 略 (1) 略 (7) 略 (3) 略 (4) 略</p>	<p>語句等を補うことで誰が何を行うのかが明確になるよう修正するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																																																																												
(24～25ページ) (24～25ページ)	<p align="center">＜武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が比較的大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">類型</th> <th colspan="4">弾道ミサイル攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>通常弾頭である場合</th> <th>核弾頭である場合</th> <th>生物剤弾頭である場合</th> <th>化学物質弾頭である場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難時間</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>避難先</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul> </td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>避難実施要領に盛り込むべき内容</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。</li> <li>・ ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	項目	類型	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が比較的大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul>	避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	項目	類型	弾道ミサイル攻撃からの避難				通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合	攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul>	避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>					避難先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>					避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。</li> <li>・ ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>	<p align="center">＜モデル避難実施要領の作成パターンについて＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>特 色</th> <th>避 難 時 間 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弾道ミサイルによる攻撃</td> <td>通常弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NBC弾頭と比べ、被害は局限され、家屋等の破壊、火災等がある。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することが困難であり、極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> <li>・ 避難先は避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>核弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul> </td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生物剤弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>化学物質弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>航空機による攻撃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く、使用される弾頭により、被害の状況が異なる。</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類 型</th> <th>モデル避難実施要領に盛り込む内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着上陸侵攻</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ゲリラ・特殊部隊による攻撃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</li> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="3">弾道ミサイルによる攻撃</td> <td>通常弾頭の場合</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>核弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>生物剤弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>化学物質弾頭の場合</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>航空機による攻撃</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	類 型	特 色	避 難 時 間 等	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	弾道ミサイルによる攻撃	通常弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NBC弾頭と比べ、被害は局限され、家屋等の破壊、火災等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することが困難であり、極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> <li>・ 避難先は避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>	核弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>	生物剤弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>	化学物質弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul>	航空機による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く、使用される弾頭により、被害の状況が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>	類 型	モデル避難実施要領に盛り込む内容	着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</li> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	弾道ミサイルによる攻撃	通常弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul>	核弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul>	生物剤弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	化学物質弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>	航空機による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<p align="center">埼玉県計画と同様の表に修正するもの。</p>
項目	類型			航空攻撃からの避難																																																																																											
		兆候がある場合	兆候がない場合																																																																																												
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が比較的大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。</li> </ul>																																																																																												
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>																																																																																												
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>																																																																																												
項目	類型	弾道ミサイル攻撃からの避難																																																																																													
		通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合																																																																																										
攻撃の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することは困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul>																																																																																											
避難時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>																																																																																														
避難先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>																																																																																														
避難実施要領に盛り込むべき内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>①屋外にいた場合 ②屋内にいた場合 ③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。</li> <li>・ ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>																																																																																											
類 型	特 色	避 難 時 間 等																																																																																													
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。</li> <li>・ 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> </ul>																																																																																													
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。</li> <li>・ 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。</li> </ul>																																																																																													
弾道ミサイルによる攻撃	通常弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NBC弾頭と比べ、被害は局限され、家屋等の破壊、火災等がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発射の段階で攻撃目標を特定することが困難であり、極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> <li>・ 避難先は避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。</li> </ul>																																																																																												
	核弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 核爆発による熱線、爆風、放射線降下物による被害がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>																																																																																												
	生物剤弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。</li> </ul>																																																																																													
化学物質弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。</li> </ul>																																																																																														
航空機による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。</li> <li>・ 対応時間が短く、使用される弾頭により、被害の状況が異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。</li> <li>・ 短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。</li> </ul>																																																																																												
類 型	モデル避難実施要領に盛り込む内容																																																																																														
着上陸侵攻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> </ul>																																																																																														
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゲリラの活動区域を特定し、退避の指示を行う。</li> <li>・ 攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。</li> </ul>																																																																																														
弾道ミサイルによる攻撃	通常弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。</li> </ul>																																																																																													
	核弾頭の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。</li> <li>・ タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。</li> </ul>																																																																																												
	生物剤弾頭の場合		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。</li> </ul>																																																																																												
化学物質弾頭の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。</li> <li>・ 外気から密閉性の高い部屋等に避難する。ガムテープ等で目張り等をする。</li> </ul>																																																																																														
航空機による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> <li>兆候がある場合</li> <li>兆候がない場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。</li> <li>・ 弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。</li> </ul>																																																																																													
2-4-3 (26ページ)	第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第3節 避難人数の把握 1 町・丁目別の人口の把握 市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。 そのため、市は、あらかじめ町・丁目別の人口等を	第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第3節 避難人数の把握 1 町内会単位の人口の把握 市が住民を迅速かつ的確に避難させるためには、避難住民の人数を詳細に把握することが大切である。 そのため、市は、あらかじめ町内会単位で人口等を	町内会未加入者を含めた避難誘導が必要になるため、人口の把握を町内会単位から町・丁目別にすることとし、記述を変更するもの。																																																																																												

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>把握しておく。 また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。</p> <p>2 要配慮者の把握</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在宅の要配慮者について 市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>把握しておく。 また、市は、大規模集客施設の利用状況等についても把握に努める。</p> <p>2 災害時要援護者の把握</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 在宅の災害時要援護者について 市は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p> <p>(3) 略</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p>
<p>2-4-4 (26ページ)</p> <p>(27ページ)</p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第4節 避難の指示の周知体制 1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 ア 市は、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める。</u> イ 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、町内会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。</p> <p>(2) 要配慮者への周知方法 ア 略 イ 在宅の要配慮者への周知方法 市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町内会、自主防災組織及び民生委員・児童委員と協力した連絡体制を整備する。 ウ 略 (3) 略 (4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して、<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図るものとする。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第4節 避難の指示の周知体制 1 住民への周知方法、周知内容 (1) 住民への周知方法 ア 市は、あらかじめ防災行政無線の放送や広報車の使用、町内会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により住民に周知する。 イ 市は、<u>地域におけるケーブルテレビと、避難の指示の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u></p> <p>(2) 災害時要援護者への周知方法 ア 略 イ 在宅の災害時要援護者への周知方法 市は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、町内会、自主防災組織及び民生・児童委員と協力した連絡体制を整備する。 ウ 略 (3) 略 (4) <u>情報通信機器の活用</u> 市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して、<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備に努める。</u></p>	<p>全国瞬時警報システムが導入されたため、記述を改め、埼玉県計画との整合を図るもの。</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p> <p>正式な名称である「民生委員」に修正するもの。</p> <p>情報通信機器の活用についての記述を情報伝達手段の多重化・多様化の促進についての記述に改め、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
2-4-6 (28°-シ)	第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 1 避難施設の指定への協力 市は、県の避難施設の指定に協力する。 また、市は、県の行う避難施設の指定に際して、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。 <hr/> <b>【避難施設の指定要件】</b> (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。 (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。 (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。 (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。 (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。 (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。 なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。	第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第6節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制 1 避難施設の指定への協力 市は、県の避難施設の指定に協力するとともに、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出るときには、市を経由するものとする。	埼玉県が行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める。」ことを追加し、埼玉県計画との整合を図るもの。  避難施設の指定要件の記述を追加し、埼玉県計画との整合を図るもの。
(29°-シ)	<hr/> <b>【届出が必要な施設改築基準】</b> 当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。	<hr/> <b>【届出が必要な施設改築基準】</b> 当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更とすること。	避難施設の確保についての記述を追加したため、「施設管理者が」以降の記述を別段落に変更し、記述を整理するもの。
	2 略 3 略 4 避難施設の周知 市は、以下の方法等により、避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。 (1) 広報紙	2 略 3 略 4 避難施設の周知 市は、以下の方法等により、避難施設の所在地等について住民への周知徹底に努める。 (1) 広報紙	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																																																																																																												
(30 頁 -シ)	(2) 避難施設マップの作成及び配布 (3) ホームページ等インターネットへの掲載 ●市内避難施設一覧(その1)	(2) 避難施設マップの作成及び配布 (3) ホームページ等インターネットへの掲載	これまで資料編に掲載していた避難施設の一覧を時点修正の上で本編に組み込むこととし、新規掲載するもの。																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="376 244 409 268">No.</th> <th data-bbox="409 244 745 268">避難施設の名称</th> <th data-bbox="745 244 936 268">所在地</th> <th data-bbox="936 244 1059 268">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>新座市立新座小学校</td><td>新座三丁目4番1号</td><td>048-478-2760</td></tr> <tr><td>2</td><td>新座市立第四中学校</td><td>大和田四丁目17番1号</td><td>048-477-6053</td></tr> <tr><td>3</td><td>新座市立東北小学校</td><td>北野三丁目1番1号</td><td>048-471-2022</td></tr> <tr><td>4</td><td>新座市立新開小学校</td><td>大和田一丁目22番10号</td><td>048-477-6370</td></tr> <tr><td>5</td><td>新座市立大和田小学校</td><td>大和田一丁目1番30号</td><td>048-477-2021</td></tr> <tr><td>6</td><td>新座市立東野小学校</td><td>野火止六丁目22番12号</td><td>048-479-7280</td></tr> <tr><td>7</td><td>新座市立第二中学校</td><td>野火止七丁目17番10号</td><td>048-477-1212</td></tr> <tr><td>8</td><td>新座市立野火止小学校</td><td>野火止四丁目9番1号</td><td>048-477-1211</td></tr> <tr><td>9</td><td>新座市立新座中学校</td><td>野火止二丁目4番1号</td><td>048-478-3668</td></tr> <tr><td>10</td><td>新座市立陣屋小学校</td><td>野火止一丁目18番20号</td><td>048-479-7231</td></tr> <tr><td>11</td><td>新座市立第四小学校</td><td>馬場三丁目6番1号</td><td>048-478-3192</td></tr> <tr><td>12</td><td>新座市立第三中学校</td><td>池田一丁目1番1号</td><td>048-479-4052</td></tr> <tr><td>13</td><td>埼玉県立新座総合技術高等学校</td><td>新塚一丁目3番1号</td><td>048-478-2111</td></tr> <tr><td>14</td><td>新座市立池田小学校</td><td>池田四丁目8番49号</td><td>048-479-4051</td></tr> <tr><td>15</td><td>新座市立栄小学校</td><td>新塚一丁目1番1号</td><td>048-478-3168</td></tr> <tr><td>16</td><td>西堀公園及び西堀庭球場</td><td>本多二丁目5番15号</td><td>048-481-9081</td></tr> <tr><td>17</td><td>新座市立第六中学校</td><td>堀ノ内三丁目11番1号</td><td>048-478-2764</td></tr> <tr><td>18</td><td>新座市立石神小学校</td><td>石神一丁目10番20号</td><td>048-477-2152</td></tr> <tr><td>19</td><td>新座市立西堀小学校</td><td>西堀二丁目18番3号</td><td>042-491-6671</td></tr> <tr><td>20</td><td>新座市立新堀小学校</td><td>新堀一丁目16番5号</td><td>042-493-7551</td></tr> <tr><td>21</td><td>新座市立片山小学校</td><td>片山一丁目8番31号</td><td>048-477-0312</td></tr> <tr><td>22</td><td>新座市立八石小学校</td><td>野寺二丁目8番45号</td><td>048-477-6701</td></tr> <tr><td>23</td><td>新座市立栗原小学校</td><td>栗原一丁目5番1号</td><td>042-473-7070</td></tr> <tr><td>24</td><td>新座市立第五中学校</td><td>野寺四丁目8番1号</td><td>048-478-2010</td></tr> <tr><td>25</td><td>新座市立野寺小学校</td><td>野寺五丁目1番24号</td><td>042-473-9453</td></tr> <tr><td>26</td><td>埼玉県立新座柳瀬高等学校</td><td>大和田四丁目12番1号</td><td>048-478-5151</td></tr> <tr><td>27</td><td>埼玉県立新座高等学校</td><td>池田一丁目1番2号</td><td>048-479-5110</td></tr> <tr><td>28</td><td>新座市民総合体育館</td><td>本多二丁目1番20号</td><td>048-478-8011</td></tr> <tr><td>29</td><td>新座市立畑中公民館</td><td>畑中一丁目15番58号</td><td>048-478-5411</td></tr> <tr><td>30</td><td>新座市立中央公民館</td><td>道場二丁目14番12号</td><td>048-479-2321</td></tr> </tbody> </table>	No.	避難施設の名称	所在地	電話番号	1	新座市立新座小学校	新座三丁目4番1号	048-478-2760	2	新座市立第四中学校	大和田四丁目17番1号	048-477-6053	3	新座市立東北小学校	北野三丁目1番1号	048-471-2022	4	新座市立新開小学校	大和田一丁目22番10号	048-477-6370	5	新座市立大和田小学校	大和田一丁目1番30号	048-477-2021	6	新座市立東野小学校	野火止六丁目22番12号	048-479-7280	7	新座市立第二中学校	野火止七丁目17番10号	048-477-1212	8	新座市立野火止小学校	野火止四丁目9番1号	048-477-1211	9	新座市立新座中学校	野火止二丁目4番1号	048-478-3668	10	新座市立陣屋小学校	野火止一丁目18番20号	048-479-7231	11	新座市立第四小学校	馬場三丁目6番1号	048-478-3192	12	新座市立第三中学校	池田一丁目1番1号	048-479-4052	13	埼玉県立新座総合技術高等学校	新塚一丁目3番1号	048-478-2111	14	新座市立池田小学校	池田四丁目8番49号	048-479-4051	15	新座市立栄小学校	新塚一丁目1番1号	048-478-3168	16	西堀公園及び西堀庭球場	本多二丁目5番15号	048-481-9081	17	新座市立第六中学校	堀ノ内三丁目11番1号	048-478-2764	18	新座市立石神小学校	石神一丁目10番20号	048-477-2152	19	新座市立西堀小学校	西堀二丁目18番3号	042-491-6671	20	新座市立新堀小学校	新堀一丁目16番5号	042-493-7551	21	新座市立片山小学校	片山一丁目8番31号	048-477-0312	22	新座市立八石小学校	野寺二丁目8番45号	048-477-6701	23	新座市立栗原小学校	栗原一丁目5番1号	042-473-7070	24	新座市立第五中学校	野寺四丁目8番1号	048-478-2010	25	新座市立野寺小学校	野寺五丁目1番24号	042-473-9453	26	埼玉県立新座柳瀬高等学校	大和田四丁目12番1号	048-478-5151	27	埼玉県立新座高等学校	池田一丁目1番2号	048-479-5110	28	新座市民総合体育館	本多二丁目1番20号	048-478-8011	29	新座市立畑中公民館	畑中一丁目15番58号	048-478-5411	30	新座市立中央公民館	道場二丁目14番12号	048-479-2321		
No.	避難施設の名称	所在地	電話番号																																																																																																																												
1	新座市立新座小学校	新座三丁目4番1号	048-478-2760																																																																																																																												
2	新座市立第四中学校	大和田四丁目17番1号	048-477-6053																																																																																																																												
3	新座市立東北小学校	北野三丁目1番1号	048-471-2022																																																																																																																												
4	新座市立新開小学校	大和田一丁目22番10号	048-477-6370																																																																																																																												
5	新座市立大和田小学校	大和田一丁目1番30号	048-477-2021																																																																																																																												
6	新座市立東野小学校	野火止六丁目22番12号	048-479-7280																																																																																																																												
7	新座市立第二中学校	野火止七丁目17番10号	048-477-1212																																																																																																																												
8	新座市立野火止小学校	野火止四丁目9番1号	048-477-1211																																																																																																																												
9	新座市立新座中学校	野火止二丁目4番1号	048-478-3668																																																																																																																												
10	新座市立陣屋小学校	野火止一丁目18番20号	048-479-7231																																																																																																																												
11	新座市立第四小学校	馬場三丁目6番1号	048-478-3192																																																																																																																												
12	新座市立第三中学校	池田一丁目1番1号	048-479-4052																																																																																																																												
13	埼玉県立新座総合技術高等学校	新塚一丁目3番1号	048-478-2111																																																																																																																												
14	新座市立池田小学校	池田四丁目8番49号	048-479-4051																																																																																																																												
15	新座市立栄小学校	新塚一丁目1番1号	048-478-3168																																																																																																																												
16	西堀公園及び西堀庭球場	本多二丁目5番15号	048-481-9081																																																																																																																												
17	新座市立第六中学校	堀ノ内三丁目11番1号	048-478-2764																																																																																																																												
18	新座市立石神小学校	石神一丁目10番20号	048-477-2152																																																																																																																												
19	新座市立西堀小学校	西堀二丁目18番3号	042-491-6671																																																																																																																												
20	新座市立新堀小学校	新堀一丁目16番5号	042-493-7551																																																																																																																												
21	新座市立片山小学校	片山一丁目8番31号	048-477-0312																																																																																																																												
22	新座市立八石小学校	野寺二丁目8番45号	048-477-6701																																																																																																																												
23	新座市立栗原小学校	栗原一丁目5番1号	042-473-7070																																																																																																																												
24	新座市立第五中学校	野寺四丁目8番1号	048-478-2010																																																																																																																												
25	新座市立野寺小学校	野寺五丁目1番24号	042-473-9453																																																																																																																												
26	埼玉県立新座柳瀬高等学校	大和田四丁目12番1号	048-478-5151																																																																																																																												
27	埼玉県立新座高等学校	池田一丁目1番2号	048-479-5110																																																																																																																												
28	新座市民総合体育館	本多二丁目1番20号	048-478-8011																																																																																																																												
29	新座市立畑中公民館	畑中一丁目15番58号	048-478-5411																																																																																																																												
30	新座市立中央公民館	道場二丁目14番12号	048-479-2321																																																																																																																												

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																				
(31 頁 -シ)	<p>●市内避難施設一覧（その2）</p> <table border="1" data-bbox="376 172 1048 462"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>避難施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>31</td> <td>新座市立栗原公民館</td> <td>栗原三丁目 8 番 34 号</td> <td>042-423-8801</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>新座市西堀・新堀コミュニティセンター</td> <td>新堀一丁目 5 番 9 号</td> <td>042-492-4655</td> </tr> <tr> <td>33</td> <td>新座市市民会館</td> <td>野火止一丁目 1 番 2 号</td> <td>048-481-1111</td> </tr> <tr> <td>34</td> <td>新座市立大和田公民館</td> <td>大和田一丁目 26 番 16 号</td> <td>048-479-0517</td> </tr> <tr> <td>35</td> <td>ふるさと新座館（新座市立野火止公民館）</td> <td>野火止六丁目 1 番 48 号</td> <td>048-478-4523</td> </tr> <tr> <td>36</td> <td>栗原ふれあいの家</td> <td>栗原五丁目 2 番 15 号</td> <td>042-424-4034</td> </tr> <tr> <td>37</td> <td>新座市東北コミュニティセンター</td> <td>東北二丁目 28 番 5 号</td> <td>048-474-2577</td> </tr> <tr> <td>38</td> <td>にいざほっとぶらざ</td> <td>東北二丁目 36 番 11 号</td> <td>048-486-8623</td> </tr> </tbody> </table>	No.	避難施設の名称	所在地	電話番号	31	新座市立栗原公民館	栗原三丁目 8 番 34 号	042-423-8801	32	新座市西堀・新堀コミュニティセンター	新堀一丁目 5 番 9 号	042-492-4655	33	新座市市民会館	野火止一丁目 1 番 2 号	048-481-1111	34	新座市立大和田公民館	大和田一丁目 26 番 16 号	048-479-0517	35	ふるさと新座館（新座市立野火止公民館）	野火止六丁目 1 番 48 号	048-478-4523	36	栗原ふれあいの家	栗原五丁目 2 番 15 号	042-424-4034	37	新座市東北コミュニティセンター	東北二丁目 28 番 5 号	048-474-2577	38	にいざほっとぶらざ	東北二丁目 36 番 11 号	048-486-8623		
No.	避難施設の名称	所在地	電話番号																																				
31	新座市立栗原公民館	栗原三丁目 8 番 34 号	042-423-8801																																				
32	新座市西堀・新堀コミュニティセンター	新堀一丁目 5 番 9 号	042-492-4655																																				
33	新座市市民会館	野火止一丁目 1 番 2 号	048-481-1111																																				
34	新座市立大和田公民館	大和田一丁目 26 番 16 号	048-479-0517																																				
35	ふるさと新座館（新座市立野火止公民館）	野火止六丁目 1 番 48 号	048-478-4523																																				
36	栗原ふれあいの家	栗原五丁目 2 番 15 号	042-424-4034																																				
37	新座市東北コミュニティセンター	東北二丁目 28 番 5 号	048-474-2577																																				
38	にいざほっとぶらざ	東北二丁目 36 番 11 号	048-486-8623																																				
<p>2-4-7 (31 頁 -シ)</p> <p>(32 頁 -シ)</p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第7節 避難のための交通手段の確保 1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とする。ただし、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。 2 交通手段の確保方法 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 市が保有する車両 市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用する。 (5) 要配慮者への配慮 鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第7節 避難のための交通手段の確保 1 交通手段選択の基本方針 避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、原則禁止とする。ただし、災害時要援護者の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。 2 交通手段の確保方法 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (4) 市が保有する車両 市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。 なお、使用できる車両は、災害時要援護者の運送手段に優先的に利用する。 (5) 災害時要援護者への配慮 鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p> <p>同上</p> <p>同上</p>																																				
<p>2-4-8 (32 頁 -シ)</p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第8節 避難候補路の選定</p>	<p>第2編 平時における準備編 第4章 避難の指示 第8節 避難候補路の選定</p>																																					

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>1 避難候補路の選定の基準</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路</p> <p>ア 第2編第4章第6節に規定する避難施設</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 避難候補路の選定の基準</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は施設間を相互に連絡する道路</p> <p>ア 第2編第4章第7節に規定する避難施設</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>参照先が誤っていたため修正するもの。</p>
2-4-10 (33ページ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第10節 道路啓開の準備</p> <p>武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損個所を補修するなど迅速な対応が要求される。</p> <p>略</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第10節 道路啓開の準備</p> <p>武力攻撃の状況により、道路上には乗り捨てられた自動車や倒壊建物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損個所を補修するなど迅速な対応が要求される。</p> <p>略</p>	<p>埼玉県計画の表記との整合を図るもの。</p>
2-4-11 (33ページ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第11節 避難住民等に対する住宅の確保</p> <p>略</p> <p>なお、その際には、高齢者や障がい者等の要配慮者対策について配慮する。</p> <p>略</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第11節 避難住民等に対する住宅の確保</p> <p>略</p> <p>なお、その際には、高齢者や障がい者等の災害時要援護者対策について配慮する。</p> <p>略</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p>
2-5-1 (34ページ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第5章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 略</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、総務部が全体を掌握しておく。</p> <p>また、管理場所は第2編第4章第6節に規定する避難施設(ただし、西堀公園及び西堀庭球場を除く。)とする。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第5章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 略</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、市民環境部が全体を掌握しておく。</p>	<p>本市の組織機構改革に伴い、国民保護については総務部危機管理課が所管することとなったため、記述を変更し、併せて管理場所を記載するもの。</p>
2-6-2 (36ページ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第6章 緊急物資運送計画の策定</p> <p>第2節 応援物資の受入態勢の整備</p> <p>1 物資集積地の決定及び受入情報提供場所の選定</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第6章 緊急物資運送計画の策定</p> <p>第2節 応援物資の受入態勢の整備</p> <p>1 物資集積地の決定及び受入情報提供場所の選定</p>	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）については、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、埼玉スタジアム2002）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>県は、他の地方自治体、国民、企業等から県への応援物資（以下「応援物資」という。）は、直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム2002）</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>「について」を補い、文章をわかりやすく修正するもの。</p> <p>「さいたまスタジアム2002」の表記を正式名称である「埼玉スタジアム2002」に修正するもの。</p>
<p>2-7-3 (39頁-シ)</p> <p>(40頁-シ)</p>	<p>第2編 平時における準備編 第7章 医療体制の整備 第3節 保健衛生体制の整備 1 健康相談体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p> <p><u>また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社を始めとする地域専門機関と連携し、対応するものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生したときには、<u>火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</u></p> <p>市は、埼玉県が定めた「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき、埋・火葬対策を実施する。</p> <p>略</p>	<p>第2編 平時における準備編 第7章 医療体制の整備 第3節 保健衛生体制の整備 1 健康相談体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生したときには、<u>柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。</u></p> <p><u>このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「広域火葬計画」に基づき、次の対策を講じる。</u></p> <p>(1) <u>遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。</u></p> <p>(2) <u>近隣市町村の火葬場経営者と、死体の火葬について協定等を締結する。</u></p> <p>(3) <u>墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。</u></p>	<p>武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックのケア等につき新たに記述し、埼玉県計画との整合を図るもの。</p> <p>「はじめ」を漢字（「始め」）に修正するもの。</p> <p>「埼玉県広域火葬実施要領」に基づく埋・火葬対策を実施するとの記述に変更し、現実に合わせてるとともに、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>



編-章-節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
2-8-2 (42ページ)	<p>第2編 平時における準備編 第8章 生活関連等施設の管理体制の充実 第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 略 このため市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p>	<p>略 第2編 平時における準備編 第8章 生活関連等施設の管理体制の充実 第2節 核燃料物質・放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等 略 このため市は、国土交通省、経済産業省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p>	<p>埼玉県計画の表記との整合を図るもの。</p>
2-11 (43ページ)	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 略 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとなるよう努めるものとする。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 略 そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。 なお、こうした訓練は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に定める防災訓練との連携が図られるように配慮する。</p>	<p>国民保護措置についての訓練に関して、より具体的な記述をし、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>
2-11-1 (43～44ページ)	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 第1節 市の訓練 略 1 略 2 略 3 訓練結果等の検証 市は、訓練に参加した各関係機関の実施状況等を検証し、必要に応じて、国民保護措置の実施方法を見直すものとする。 また、過去の災害等の情報についても収集・保存し、検証することで対処能力の向上に努めるものとする。</p>	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 第1節 市の訓練 略 1 略 2 略</p>	<p>訓練結果等の検証について新たに記載し、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>
2-11-2 (44ページ)	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 第2節 民間における訓練等 1 略 2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等</p>	<p>第2編 平時における準備編 第11章 訓練の実施等 第2節 民間における訓練等 1 略 2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等</p>	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	<p>の救助・避難誘導マニュアルの作成、訓練等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、災害時要援護者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p>
2-12-2 (45頁-ジ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>略</p> <p>[市が実施する支援等]</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、先進団体の取組の紹介</p> <p>[自主防災組織に協力を求める事項]</p> <p>略</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>略</p> <p>[市が実施する支援等]</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 組織の活性化の促進 助言・指導、モデル組織の設置への助成等</p> <p>[自主防災組織に協力を求める事項]</p> <p>略</p>	<p>住民に対して市が実施する支援として、「モデル組織の設置の助成等」に替えて「先進団体の取組の紹介」を位置付け、埼玉県計画との整合を図るもの。</p>
2-12-3 (45頁-ジ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第3節 ボランティアとの協力関係の構築</p> <p>武力攻撃事態等において、市は、ボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び新座市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入態勢を整備するよう努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第3節 ボランティアとの協力関係の構築</p> <p>武力攻撃事態等において、市は、ボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合もある。このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、その受入態勢を整備するよう努めるものとする。</p> <p>略</p>	<p>正式な名称である「新座市社会福祉協議会」に表記を修正するもの。</p>
2-12-4 (46頁-ジ)	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第4節 住民の意識啓発等</p> <p>略</p> <p>また、迅速に避難し、的確な救援を受けるためには、住民同士の助け合いが重要であり、町内会を始めとする地域コミュニティへの住民の参加を積極的に促進する。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 住民との協力関係の構築</p> <p>第4節 住民の意識啓発等</p> <p>略</p> <p>また、迅速に避難し、的確な救援を受けるためには、住民同士の助け合いが重要であり、町内会をはじめとする地域コミュニティへの住民の参加を積極的に促進する。</p>	<p>「はじめ」を漢字（「始め」）に修正するもの。</p>
3-1-1 (48頁-ジ)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>1 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第1節 全庁的な体制の整備</p> <p>1 略</p>	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備 略 [非常参集場所] (1) 市庁舎 (2) 現地対策本部が設置される事務所 なお、非常参集した場合には、<u>本部員</u>又は現地対策本部長の指示に従う。</p>	<p>2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備 略 [非常参集場所] (1) 市庁舎 (2) 現地対策本部が設置される事務所 なお、非常参集した場合には、<u>各部長</u>又は現地対策本部長の指示に従う。</p>	<p>市国民保護対策本部の組織を変更することに伴い、表記を「本部員」に変更するもの。</p>
<p>3-1-2 (48~49ページ)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第2節 市国民保護対策本部の組織等 1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務 (1) 組織の体系について ア 国民保護対策本部の組織は別表のとおりとする。  イ 略 (7) 略 (4) 略 (9) 本部員 総務部長、総合政策部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、都市整備部長、上下水道部長、教育総務部長、学校教育部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、新座消防署長、<u>新座市消防団長</u>  (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 2 本部会議の開催場所の決定 (1) 本部会議は、原則として市役所本庁舎3階会議室で開催する。 (2) 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第2節 市国民保護対策本部の組織等 1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務 (1) 組織の体系について ア 国民保護対策本部には、部を設置する。 <u>組織は別表のとおりとする。</u>  イ 略 (7) 略 (4) 略 (9) 本部員 市民環境部長、総務部長、企画財政部長、福祉部長、健康増進部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>埼玉県南西部消防本部消防長又は新座消防署長、消防団長</u>  (2) 略 (3) 略 (4) 略 (5) 略 2 本部会議の開催場所の決定 (1) 本部会議は、原則として市役所第二庁舎5階会議室で開催する。 (2) 略</p>	<p>本市の組織機構改革に伴い、組織の体系を再編し、記述を変更するもの。  新庁舎が完成したことを踏まえ、国民保護対策本部の設置場所を変更するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
3-1-2 (市国民保護対策本部組織表) (51ページ)	<p style="text-align: center;">市国民保護対策本部組織表</p> <p style="text-align: center;">本部会議        本部長 市長        副本部長 副市長        教育長        総務部長        総合政策部長        財政部長        市民生活部長        総合福祉部長        こども未来部長        いさい健康部長        都市整備部長        上下水道部長        教育総務部長        学校教育部長        会計管理者        議会事務局長        議会管理委員会事務局長        監査委員事務局長        新座消防署長        新座市消防団長</p> <p style="text-align: center;">現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>総括班 (本部事務局)</li> <li>情報班</li> <li>受援班</li> </ul> </li> <li>総合政策部長 (副:監査委員事務局長)           <ul style="list-style-type: none"> <li>広報班</li> <li>避難所運営班</li> </ul> </li> <li>財政部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>管財班</li> <li>家屋調査班</li> </ul> </li> <li>市民生活部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>産業班</li> <li>市民窓口班</li> <li>衛生班</li> </ul> </li> <li>総合福祉部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>援護班</li> </ul> </li> <li>こども未来部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>保育班</li> </ul> </li> <li>いさい健康部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者支援班</li> <li>医療班</li> </ul> </li> <li>都市整備部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅復旧班</li> <li>応急対策班</li> </ul> </li> <li>上下水道部長 (副:議会管理委員会事務局長)           <ul style="list-style-type: none"> <li>給水班</li> <li>水道復旧班</li> <li>下水道復旧班</li> </ul> </li> <li>教育総務部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設班</li> </ul> </li> <li>学校教育部長           <ul style="list-style-type: none"> <li>学校班</li> </ul> </li> <li>会計管理者           <ul style="list-style-type: none"> <li>出納班</li> </ul> </li> <li>議会事務局長           <ul style="list-style-type: none"> <li>議会班</li> </ul> </li> <li>新座消防署 (副:新座市消防団長)           <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団</li> </ul> </li> </ul>	<p style="text-align: center;">市国民保護対策本部組織表</p> <p style="text-align: center;">本部会議        本部長 市長        副本部長 副市長        教育長        市民福祉部長        総務部長        企画財政部長        福祉部長        健康増進部長        都市整備部長        上下水道部長        会計管理者        教育総務部長        学校教育部長        議会事務局長        議会管理委員会事務局長        監査委員事務局長        消防長 (新座消防専任)        消防団長</p> <p style="text-align: center;">現地対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部事務局           <ul style="list-style-type: none"> <li>総括班</li> <li>情報班</li> <li>広報班</li> <li>市民相談班</li> </ul> </li> <li>市民福祉部           <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生班</li> <li>産業班</li> </ul> </li> <li>企画財政部           <ul style="list-style-type: none"> <li>財政班</li> <li>調達班</li> <li>税務班</li> <li>出納班</li> </ul> </li> <li>福祉部           <ul style="list-style-type: none"> <li>機働班</li> <li>保育班</li> </ul> </li> <li>健康増進部           <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所班</li> <li>医療班</li> </ul> </li> <li>都市整備部           <ul style="list-style-type: none"> <li>調査復旧班</li> <li>応急対策班</li> </ul> </li> <li>上下水道部           <ul style="list-style-type: none"> <li>給水班</li> <li>水道復旧班</li> <li>下水道復旧班</li> </ul> </li> <li>教育総務部           <ul style="list-style-type: none"> <li>学校施設班</li> <li>教育施設班</li> </ul> </li> <li>学校教育部           <ul style="list-style-type: none"> <li>学校班</li> <li>給食班</li> </ul> </li> <li>新座消防署 (副:新座市消防団長)           <ul style="list-style-type: none"> <li>消防団</li> </ul> </li> </ul>	<p>本市の組織機構改革に伴い、新座市地域防市計画で定めている市災害対策本部のものと同様の班体制に変更するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																																												
3-1-2 (□市国民 保護対策本 部の主な業 務) (52ページ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">□市国民保護対策本部の主な業務</th> </tr> <tr> <th>統括責任者等</th> <th>班名等</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本部会議</td> <td>本部長</td> <td>国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>対策本部の事務の整理に関すること 本部長に事故があるときの職務の代理 収集された情報に基づき各班の活動方針の検討</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>本部会議における決定事項の命令指揮 現地等における指揮監督</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">総務部長</td> <td rowspan="15">総括班</td> <td>市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること 特殊標章に関すること 国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報集約</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報班</td> <td>情報の分類・整理・周知 本部会議及び本部事務局の活動の記録 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 通信連絡体制の確保 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>市職員及びその家族の安否確認 市職員の参集状況の管理 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 応援団体との調整 応援団体への支援 県朝霞支部等との調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">広報班</td> <td>住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること その他報道に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 被災者の避難所への誘導、収容に関すること 統廃合決定後の撤収 避難所情報の把握、報告</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">財政部長</td> <td rowspan="3">管財班</td> <td>庁舎、その他市有財産の被害状況の把握及び応急修理 本部会議及び本部事務局の設置 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 車両の管理、調達及び配車 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 国民保護関係予算及び資金の管理 国、県等の補助金に関すること</td> </tr> <tr> <td>住家等の被害認定調査</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	□市国民保護対策本部の主な業務			統括責任者等	班名等	主な業務	本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること	副本部長	対策本部の事務の整理に関すること 本部長に事故があるときの職務の代理 収集された情報に基づき各班の活動方針の検討	本部員	本部会議における決定事項の命令指揮 現地等における指揮監督	総務部長	総括班	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること 特殊標章に関すること 国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報集約	情報班	情報の分類・整理・周知 本部会議及び本部事務局の活動の記録 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 通信連絡体制の確保 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること	市職員及びその家族の安否確認 市職員の参集状況の管理 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 応援団体との調整 応援団体への支援 県朝霞支部等との調整	広報班	住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること その他報道に関すること	避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 被災者の避難所への誘導、収容に関すること 統廃合決定後の撤収 避難所情報の把握、報告	財政部長	管財班	庁舎、その他市有財産の被害状況の把握及び応急修理 本部会議及び本部事務局の設置 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 車両の管理、調達及び配車 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 国民保護関係予算及び資金の管理 国、県等の補助金に関すること	住家等の被害認定調査		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">□市国民保護対策本部の主な業務</th> </tr> <tr> <th>部名等</th> <th>班名等</th> <th>主な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">本部会議</td> <td>本部長</td> <td>国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>対策本部の事務の整理に関すること 本部の事務に関すること</td> </tr> <tr> <td>本部員</td> <td>本部会議における決定事項の命令指揮 各部との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>本部連絡員</td> <td>市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること 住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 特殊標章に関すること その他報道に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民環境部</td> <td rowspan="2">衛生班</td> <td>安否情報の収集及び提供に関すること 住民の各種相談窓口に関すること ごみ処理、し尿処理に関すること 武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 動物保護・猛獣対策に関すること その他環境衛生対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>農業に関する応急復旧対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">産業班</td> <td>商工業関係の被害調査に関すること 生活関連物資等の価格安定に関すること その他産業経済に関すること</td> </tr> <tr> <td>市有財産の被害状況に関すること</td> </tr> <tr> <td>企画財政部</td> <td>財政班</td> <td>国民保護関係予算及び資金に関すること 国、県等の補助金に関すること 庁舎等の管理、調達及び配車に関すること 救出用資機材・応急対策活動用資機材の調達に関すること 市庁舎の防災並びに電話交換業務に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">福祉部</td> <td rowspan="2">調達班</td> <td>市税の減免及び徴収猶予に関すること 国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料・生活必需品の調達、配分及び管理に関すること 救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること 死体の捜索、収容及び埋葬（火葬）に関すること</td> </tr> <tr> <td>税務班</td> <td>保育所児童の避難及び保護に関すること 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に 応急保育に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	□市国民保護対策本部の主な業務			部名等	班名等	主な業務	本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること	副本部長	対策本部の事務の整理に関すること 本部の事務に関すること	本部員	本部会議における決定事項の命令指揮 各部との連絡調整に関すること	本部連絡員	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること		国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること 住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 特殊標章に関すること その他報道に関すること	市民環境部	衛生班	安否情報の収集及び提供に関すること 住民の各種相談窓口に関すること ごみ処理、し尿処理に関すること 武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 動物保護・猛獣対策に関すること その他環境衛生対策に関すること	農業に関する応急復旧対策に関すること	産業班	商工業関係の被害調査に関すること 生活関連物資等の価格安定に関すること その他産業経済に関すること	市有財産の被害状況に関すること	企画財政部	財政班	国民保護関係予算及び資金に関すること 国、県等の補助金に関すること 庁舎等の管理、調達及び配車に関すること 救出用資機材・応急対策活動用資機材の調達に関すること 市庁舎の防災並びに電話交換業務に関すること	福祉部	調達班	市税の減免及び徴収猶予に関すること 国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関すること	食料・生活必需品の調達、配分及び管理に関すること 救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること 死体の捜索、収容及び埋葬（火葬）に関すること	税務班	保育所児童の避難及び保護に関すること 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に 応急保育に関すること	<p>本市の組織機構改革に伴い、新座市地域防市計画で定めている市災害対策本部のものと同様の班体制に変更し、事務分掌を変更するもの。</p>
□市国民保護対策本部の主な業務																																																															
統括責任者等	班名等	主な業務																																																													
本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること																																																													
	副本部長	対策本部の事務の整理に関すること 本部長に事故があるときの職務の代理 収集された情報に基づき各班の活動方針の検討																																																													
	本部員	本部会議における決定事項の命令指揮 現地等における指揮監督																																																													
総務部長	総括班	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること 特殊標章に関すること 国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報集約																																																													
		情報班	情報の分類・整理・周知 本部会議及び本部事務局の活動の記録 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 通信連絡体制の確保 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること																																																												
			市職員及びその家族の安否確認 市職員の参集状況の管理 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 応援団体との調整 応援団体への支援 県朝霞支部等との調整																																																												
		広報班	住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること その他報道に関すること																																																												
			避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 被災者の避難所への誘導、収容に関すること 統廃合決定後の撤収 避難所情報の把握、報告																																																												
		財政部長	管財班	庁舎、その他市有財産の被害状況の把握及び応急修理 本部会議及び本部事務局の設置 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 車両の管理、調達及び配車 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 国民保護関係予算及び資金の管理 国、県等の補助金に関すること																																																											
				住家等の被害認定調査																																																											
		□市国民保護対策本部の主な業務																																																													
		部名等	班名等	主な業務																																																											
		本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること 本部長の補佐に関すること																																																											
			副本部長	対策本部の事務の整理に関すること 本部の事務に関すること																																																											
			本部員	本部会議における決定事項の命令指揮 各部との連絡調整に関すること																																																											
			本部連絡員	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること																																																											
				国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報収集、各班への情報伝達に関すること 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること 住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること 特殊標章に関すること その他報道に関すること																																																											
市民環境部	衛生班	安否情報の収集及び提供に関すること 住民の各種相談窓口に関すること ごみ処理、し尿処理に関すること 武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 動物保護・猛獣対策に関すること その他環境衛生対策に関すること																																																													
		農業に関する応急復旧対策に関すること																																																													
	産業班	商工業関係の被害調査に関すること 生活関連物資等の価格安定に関すること その他産業経済に関すること																																																													
		市有財産の被害状況に関すること																																																													
	企画財政部	財政班	国民保護関係予算及び資金に関すること 国、県等の補助金に関すること 庁舎等の管理、調達及び配車に関すること 救出用資機材・応急対策活動用資機材の調達に関すること 市庁舎の防災並びに電話交換業務に関すること																																																												
福祉部	調達班	市税の減免及び徴収猶予に関すること 国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関すること																																																													
		食料・生活必需品の調達、配分及び管理に関すること 救援物資、義援金品の受領及び管理・配分に関すること 社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること 死体の捜索、収容及び埋葬（火葬）に関すること																																																													
	税務班	保育所児童の避難及び保護に関すること 保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に 応急保育に関すること																																																													

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																																																																																																																																																																																																									
3-1-2 (□市国民 保護対策本 部の主な業 務) (53^ -ジ)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">□市国民保護対策本部の主な業務</th> </tr> <tr> <th>統括責任者等</th> <th>班 名 等</th> <th>主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">市民生活部長</td> <td rowspan="3">産 業 班</td> <td>農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策</td> </tr> <tr> <td>商工業関係の被害状況把握、復旧対策</td> </tr> <tr> <td>生活関連物資等の価格安定に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市民窓口班</td> <td>家畜の防疫</td> </tr> <tr> <td>帰宅困難者対策</td> </tr> <tr> <td>その他産業経済に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">総合福祉部長</td> <td rowspan="3">衛 生 班</td> <td>来庁者の対応、誘導</td> </tr> <tr> <td>安否情報の収集及び提供に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民の各種相談窓口に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">援 護 班</td> <td>ごみ処理、し尿処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること</td> </tr> <tr> <td>動物保護・猛獣対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">子ども未来部長</td> <td rowspan="3">保 育 班</td> <td>その他環境衛生対策に関すること</td> </tr> <tr> <td>食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送</td> </tr> <tr> <td>行旅病人及び行旅死亡者の取扱い</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要配慮者支援班</td> <td>遺体の捜索、収容及び埋葬(火葬)</td> </tr> <tr> <td>社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">いきいき健康部長</td> <td rowspan="3">医 療 班</td> <td>外国人への支援</td> </tr> <tr> <td>保育所児童の避難、救護及び保護者への引渡し</td> </tr> <tr> <td>保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">要配慮者への医療支援</td> <td>園児・職員の健康管理</td> </tr> <tr> <td>応急保育に関すること</td> </tr> <tr> <td>保育園再開に向けた対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">都市整備部長</td> <td rowspan="3">住宅復旧班</td> <td>避難行動要支援者の安否確認及び避難支援</td> </tr> <tr> <td>要配慮者の避難場所への誘導</td> </tr> <tr> <td>要配慮者利用施設の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">応急対策班</td> <td>避難した要配慮者への対応</td> </tr> <tr> <td>医療救護需要の把握</td> </tr> <tr> <td>医療機関の被害状況の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上下水道部長</td> <td rowspan="3">給 水 班</td> <td>医療救護所の設置</td> </tr> <tr> <td>医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>防疫、保健衛生</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水道復旧班</td> <td>食品衛生</td> </tr> <tr> <td>要配慮者への医療支援</td> </tr> <tr> <td>医療相談対応</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">教育総務部長</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理に関すること</td> </tr> <tr> <td>公園の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育施設班</td> <td>野外避難所の設置及び管理</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅に関する国、県との調整</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">教育施設班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>応急仮設住宅としての民間建築物の調達</td> </tr> <tr> <td>道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、復旧</td> </tr> <tr> <td>避難経路、物資輸送路の確保</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>道路障害物の除去作業に関すること</td> </tr> <tr> <td>土木建設業者等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td>応急給水</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">教育施設班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>飲料水の調達、管理</td> </tr> <tr> <td>水道施設の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>水道施設の災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">教育施設班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>給水源の確保</td> </tr> <tr> <td>下水道施設の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>教育施設の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">教育施設班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>文化財の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>応急給水</td> </tr> <tr> <td>飲料水の調達、管理</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>水道施設の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>給水源の確保</td> </tr> <tr> <td>下水道施設の災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>教育施設の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>文化財の被害状況の把握、応急復旧</td> </tr> <tr> <td>応急給水</td> </tr> </tbody> </table>	□市国民保護対策本部の主な業務			統括責任者等	班 名 等	主 な 業 務	市民生活部長	産 業 班	農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策	商工業関係の被害状況把握、復旧対策	生活関連物資等の価格安定に関すること	市民窓口班	家畜の防疫	帰宅困難者対策	その他産業経済に関すること	総合福祉部長	衛 生 班	来庁者の対応、誘導	安否情報の収集及び提供に関すること	住民の各種相談窓口に関すること	援 護 班	ごみ処理、し尿処理に関すること	武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること	動物保護・猛獣対策に関すること	子ども未来部長	保 育 班	その他環境衛生対策に関すること	食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送	行旅病人及び行旅死亡者の取扱い	要配慮者支援班	遺体の捜索、収容及び埋葬(火葬)	社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること	ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること	いきいき健康部長	医 療 班	外国人への支援	保育所児童の避難、救護及び保護者への引渡し	保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること	要配慮者への医療支援	園児・職員の健康管理	応急保育に関すること	保育園再開に向けた対応	都市整備部長	住宅復旧班	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援	要配慮者の避難場所への誘導	要配慮者利用施設の被害状況の把握	応急対策班	避難した要配慮者への対応	医療救護需要の把握	医療機関の被害状況の把握	上下水道部長	給 水 班	医療救護所の設置	医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること	防疫、保健衛生	水道復旧班	食品衛生	要配慮者への医療支援	医療相談対応	教育総務部長	給 食 班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること	被災住宅の応急修理に関すること	公園の被害状況の把握、応急復旧	教育施設班	野外避難所の設置及び管理	応急仮設住宅に関する国、県との調整	応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理	教育施設班	給 食 班	応急仮設住宅としての民間建築物の調達	道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、復旧	避難経路、物資輸送路の確保	給 食 班	道路障害物の除去作業に関すること	土木建設業者等との連絡調整	応急給水	教育施設班	給 食 班	飲料水の調達、管理	水道施設の被害状況の把握、応急復旧	水道施設の災害復旧工事に係ること	教育施設班	給 食 班	給水源の確保	下水道施設の被害状況の把握、応急復旧	教育施設の被害状況の把握、応急復旧	教育施設班	給 食 班	文化財の被害状況の把握、応急復旧	応急給水	飲料水の調達、管理	給 食 班	給 食 班	水道施設の被害状況の把握、応急復旧	給水源の確保	下水道施設の災害復旧工事に係ること	給 食 班	給 食 班	教育施設の被害状況の把握、応急復旧	文化財の被害状況の把握、応急復旧	応急給水	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">第3編 武力攻撃事態等対応編</th> </tr> <tr> <th colspan="3">□市国民保護対策本部の主な業務</th> </tr> <tr> <th>部 名 等</th> <th>班 名 等</th> <th>主 な 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">健康増進部</td> <td rowspan="3">医 療 班</td> <td>救護所の設置に関すること</td> </tr> <tr> <td>医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること</td> </tr> <tr> <td>朝霞保健所、救急医療機関との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避 難 所 班</td> <td>負傷者等の搬送支援、医薬品等の調達に関すること</td> </tr> <tr> <td>防疫に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難所の開設及び管理・運営に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">都市整備部</td> <td rowspan="3">調 査 復 旧 班</td> <td>被災者の避難所への誘導、収容に関すること</td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害時要援護者の救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料及び生活必需品の調達並びに管理、輸送及び配給に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">急 急 対 策 班</td> <td>飲料水の供給に対する連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>ボランティアとの連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>事業区域の応急修理、災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">上下水道部</td> <td rowspan="3">給 水 班</td> <td>住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること</td> </tr> <tr> <td>事業区域内の被害状況調査に関すること</td> </tr> <tr> <td>野外避難所の設置及び管理に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水 道 復 旧 班</td> <td>応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災住宅の応急修理に関すること</td> </tr> <tr> <td>市有建築物の応急修理に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">教育総務部</td> <td rowspan="3">学 校 施 設 班</td> <td>道路、橋梁等の災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td>河川の災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td>避難経路、緊急物資輸送路の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学 校 教 育 部</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>道路障害物の除去作業に関すること</td> </tr> <tr> <td>野外避難所の設置及び管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>応急給水に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">学校教育部</td> <td rowspan="3">学 校 班</td> <td>災害時の水源確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>水道施設の応急復旧に関すること</td> </tr> <tr> <td>下水道施設の災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>学校施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td>炊き出しの協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設利用者の避難及び救護に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">消防団</td> <td rowspan="3">学 校 施 設 班</td> <td>社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事に係ること</td> </tr> <tr> <td>炊き出しの協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>文化財保護対策に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学 校 班</td> <td>児童、生徒の避難及び救護に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること</td> </tr> <tr> <td>学校施設の避難所使用に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">各部共通</td> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>応急教育に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災者への炊き出し及び配給に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>応急給食に関すること</td> </tr> <tr> <td>管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>人命の救出及び救助に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>被災者の避難誘導に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難経路等の障害物の除去に関すること</td> </tr> <tr> <td>危険物等の措置に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>排水活動及び給水活動の協力に関すること</td> </tr> <tr> <td>死者及び行方不明者の捜索に関すること</td> </tr> <tr> <td>被災情報の収集に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">給 食 班</td> <td>その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民の避難誘導に関すること</td> </tr> <tr> <td>序舎の保全に関すること</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">埼玉県南西部消防本部</td> <td rowspan="15">各 部 共 通</td> <td>本部の設置・運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>警防活動方針の決定に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>消火活動の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防隊等の増強及び編成に関すること</td> </tr> <tr> <td>車両等燃料の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料・飲料水の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告・指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>仮救護所の設置に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民の避難誘導に関すること</td> </tr> <tr> <td>序舎の保全に関すること</td> </tr> <tr> <td>本部の設置・運営に関すること</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・伝達に関すること</td> </tr> <tr> <td>警防活動方針の決定に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること</td> </tr> <tr> <td>消火活動の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動の実施に関すること</td> </tr> <tr> <td>消防隊等の増強及び編成に関すること</td> </tr> <tr> <td>車両等燃料の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>食料・飲料水の確保に関すること</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告・指示に関すること</td> </tr> <tr> <td>仮救護所の設置に関すること</td> </tr> <tr> <td>住民の避難誘導に関すること</td> </tr> </tbody> </table>	第3編 武力攻撃事態等対応編			□市国民保護対策本部の主な業務			部 名 等	班 名 等	主 な 業 務	健康増進部	医 療 班	救護所の設置に関すること	医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること	朝霞保健所、救急医療機関との連絡調整に関すること	避 難 所 班	負傷者等の搬送支援、医薬品等の調達に関すること	防疫に関すること	避難所の開設及び管理・運営に関すること	都市整備部	調 査 復 旧 班	被災者の避難所への誘導、収容に関すること	武力攻撃災害時要援護者の救護に関すること	食料及び生活必需品の調達並びに管理、輸送及び配給に関すること	急 急 対 策 班	飲料水の供給に対する連絡調整に関すること	ボランティアとの連絡調整に関すること	事業区域の応急修理、災害復旧工事に係ること	上下水道部	給 水 班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること	事業区域内の被害状況調査に関すること	野外避難所の設置及び管理に関すること	水 道 復 旧 班	応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること	被災住宅の応急修理に関すること	市有建築物の応急修理に関すること	教育総務部	学 校 施 設 班	道路、橋梁等の災害復旧工事に係ること	河川の災害復旧工事に係ること	避難経路、緊急物資輸送路の確保に関すること	学 校 教 育 部	給 食 班	道路障害物の除去作業に関すること	野外避難所の設置及び管理に関すること	応急給水に関すること	学校教育部	学 校 班	災害時の水源確保に関すること	水道施設の応急復旧に関すること	下水道施設の災害復旧工事に係ること	給 食 班	学校施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること	炊き出しの協力に関すること	社会教育施設利用者の避難及び救護に関すること	消防団	学 校 施 設 班	社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事に係ること	炊き出しの協力に関すること	文化財保護対策に関すること	学 校 班	児童、生徒の避難及び救護に関すること	被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること	学校施設の避難所使用に関すること	各部共通	給 食 班	応急教育に関すること	被災者への炊き出し及び配給に関すること	被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること	給 食 班	応急給食に関すること	管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関すること	人命の救出及び救助に関すること	給 食 班	被災者の避難誘導に関すること	避難経路等の障害物の除去に関すること	危険物等の措置に関すること	給 食 班	排水活動及び給水活動の協力に関すること	死者及び行方不明者の捜索に関すること	被災情報の収集に関すること	給 食 班	その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関すること	住民の避難誘導に関すること	序舎の保全に関すること	埼玉県南西部消防本部	各 部 共 通	本部の設置・運営に関すること	市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること	情報の収集・伝達に関すること	警防活動方針の決定に関すること	消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること	消火活動の実施に関すること	救急・救助活動の実施に関すること	消防隊等の増強及び編成に関すること	車両等燃料の確保に関すること	食料・飲料水の確保に関すること	避難の勧告・指示に関すること	仮救護所の設置に関すること	住民の避難誘導に関すること	序舎の保全に関すること	本部の設置・運営に関すること	市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること	情報の収集・伝達に関すること	警防活動方針の決定に関すること	消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること	消火活動の実施に関すること	救急・救助活動の実施に関すること	消防隊等の増強及び編成に関すること	車両等燃料の確保に関すること	食料・飲料水の確保に関すること	避難の勧告・指示に関すること	仮救護所の設置に関すること	住民の避難誘導に関すること	<p>本市の組織機構改革に伴い、新座市地域防市計画で定めている市災害対策本部のものと同様の班体制に変更し、事務分掌を変更するもの。</p>
□市国民保護対策本部の主な業務																																																																																																																																																																																																																												
統括責任者等	班 名 等	主 な 業 務																																																																																																																																																																																																																										
市民生活部長	産 業 班	農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策																																																																																																																																																																																																																										
		商工業関係の被害状況把握、復旧対策																																																																																																																																																																																																																										
		生活関連物資等の価格安定に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	市民窓口班	家畜の防疫																																																																																																																																																																																																																										
		帰宅困難者対策																																																																																																																																																																																																																										
		その他産業経済に関すること																																																																																																																																																																																																																										
総合福祉部長	衛 生 班	来庁者の対応、誘導																																																																																																																																																																																																																										
		安否情報の収集及び提供に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		住民の各種相談窓口に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	援 護 班	ごみ処理、し尿処理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		動物保護・猛獣対策に関すること																																																																																																																																																																																																																										
子ども未来部長	保 育 班	その他環境衛生対策に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送																																																																																																																																																																																																																										
		行旅病人及び行旅死亡者の取扱い																																																																																																																																																																																																																										
	要配慮者支援班	遺体の捜索、収容及び埋葬(火葬)																																																																																																																																																																																																																										
		社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること																																																																																																																																																																																																																										
いきいき健康部長	医 療 班	外国人への支援																																																																																																																																																																																																																										
		保育所児童の避難、救護及び保護者への引渡し																																																																																																																																																																																																																										
		保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
	要配慮者への医療支援	園児・職員の健康管理																																																																																																																																																																																																																										
		応急保育に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		保育園再開に向けた対応																																																																																																																																																																																																																										
都市整備部長	住宅復旧班	避難行動要支援者の安否確認及び避難支援																																																																																																																																																																																																																										
		要配慮者の避難場所への誘導																																																																																																																																																																																																																										
		要配慮者利用施設の被害状況の把握																																																																																																																																																																																																																										
	応急対策班	避難した要配慮者への対応																																																																																																																																																																																																																										
		医療救護需要の把握																																																																																																																																																																																																																										
		医療機関の被害状況の把握																																																																																																																																																																																																																										
上下水道部長	給 水 班	医療救護所の設置																																																																																																																																																																																																																										
		医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		防疫、保健衛生																																																																																																																																																																																																																										
	水道復旧班	食品衛生																																																																																																																																																																																																																										
		要配慮者への医療支援																																																																																																																																																																																																																										
		医療相談対応																																																																																																																																																																																																																										
教育総務部長	給 食 班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		被災住宅の応急修理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		公園の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																										
	教育施設班	野外避難所の設置及び管理																																																																																																																																																																																																																										
		応急仮設住宅に関する国、県との調整																																																																																																																																																																																																																										
		応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理																																																																																																																																																																																																																										
教育施設班	給 食 班	応急仮設住宅としての民間建築物の調達																																																																																																																																																																																																																										
		道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、復旧																																																																																																																																																																																																																										
		避難経路、物資輸送路の確保																																																																																																																																																																																																																										
	給 食 班	道路障害物の除去作業に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		土木建設業者等との連絡調整																																																																																																																																																																																																																										
		応急給水																																																																																																																																																																																																																										
教育施設班	給 食 班	飲料水の調達、管理																																																																																																																																																																																																																										
		水道施設の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																										
		水道施設の災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
	教育施設班	給 食 班	給水源の確保																																																																																																																																																																																																																									
			下水道施設の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																									
			教育施設の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																									
教育施設班	給 食 班	文化財の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																										
		応急給水																																																																																																																																																																																																																										
		飲料水の調達、管理																																																																																																																																																																																																																										
	給 食 班	給 食 班	水道施設の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																									
			給水源の確保																																																																																																																																																																																																																									
			下水道施設の災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																									
給 食 班	給 食 班	教育施設の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																										
		文化財の被害状況の把握、応急復旧																																																																																																																																																																																																																										
		応急給水																																																																																																																																																																																																																										
第3編 武力攻撃事態等対応編																																																																																																																																																																																																																												
□市国民保護対策本部の主な業務																																																																																																																																																																																																																												
部 名 等	班 名 等	主 な 業 務																																																																																																																																																																																																																										
健康増進部	医 療 班	救護所の設置に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		朝霞保健所、救急医療機関との連絡調整に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	避 難 所 班	負傷者等の搬送支援、医薬品等の調達に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		防疫に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		避難所の開設及び管理・運営に関すること																																																																																																																																																																																																																										
都市整備部	調 査 復 旧 班	被災者の避難所への誘導、収容に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		武力攻撃災害時要援護者の救護に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		食料及び生活必需品の調達並びに管理、輸送及び配給に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	急 急 対 策 班	飲料水の供給に対する連絡調整に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		ボランティアとの連絡調整に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		事業区域の応急修理、災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
上下水道部	給 水 班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		事業区域内の被害状況調査に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		野外避難所の設置及び管理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	水 道 復 旧 班	応急仮設住宅の建設及び維持・管理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		被災住宅の応急修理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		市有建築物の応急修理に関すること																																																																																																																																																																																																																										
教育総務部	学 校 施 設 班	道路、橋梁等の災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
		河川の災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
		避難経路、緊急物資輸送路の確保に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	学 校 教 育 部	給 食 班	道路障害物の除去作業に関すること																																																																																																																																																																																																																									
			野外避難所の設置及び管理に関すること																																																																																																																																																																																																																									
			応急給水に関すること																																																																																																																																																																																																																									
学校教育部	学 校 班	災害時の水源確保に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		水道施設の応急復旧に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		下水道施設の災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
	給 食 班	学校施設等の応急修理及び災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
		炊き出しの協力に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		社会教育施設利用者の避難及び救護に関すること																																																																																																																																																																																																																										
消防団	学 校 施 設 班	社会教育施設の応急修理及び災害復旧工事に係ること																																																																																																																																																																																																																										
		炊き出しの協力に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		文化財保護対策に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	学 校 班	児童、生徒の避難及び救護に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		被災児童、生徒及び職員の保健衛生に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		学校施設の避難所使用に関すること																																																																																																																																																																																																																										
各部共通	給 食 班	応急教育に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		被災者への炊き出し及び配給に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		被災児童、生徒の学用品等の支給に関すること																																																																																																																																																																																																																										
	給 食 班	応急給食に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		人命の救出及び救助に関すること																																																																																																																																																																																																																										
給 食 班	被災者の避難誘導に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	避難経路等の障害物の除去に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	危険物等の措置に関すること																																																																																																																																																																																																																											
給 食 班	排水活動及び給水活動の協力に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	死者及び行方不明者の捜索に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	被災情報の収集に関すること																																																																																																																																																																																																																											
給 食 班	その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	住民の避難誘導に関すること																																																																																																																																																																																																																											
	序舎の保全に関すること																																																																																																																																																																																																																											
埼玉県南西部消防本部	各 部 共 通	本部の設置・運営に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		情報の収集・伝達に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		警防活動方針の決定に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		消火活動の実施に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		救急・救助活動の実施に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		消防隊等の増強及び編成に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		車両等燃料の確保に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		食料・飲料水の確保に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		避難の勧告・指示に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		仮救護所の設置に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		住民の避難誘導に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		序舎の保全に関すること																																																																																																																																																																																																																										
		本部の設置・運営に関すること																																																																																																																																																																																																																										
市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること																																																																																																																																																																																																																												
情報の収集・伝達に関すること																																																																																																																																																																																																																												
警防活動方針の決定に関すること																																																																																																																																																																																																																												
消防職員の出動及び消防団との連絡調整に関すること																																																																																																																																																																																																																												
消火活動の実施に関すること																																																																																																																																																																																																																												
救急・救助活動の実施に関すること																																																																																																																																																																																																																												
消防隊等の増強及び編成に関すること																																																																																																																																																																																																																												
車両等燃料の確保に関すること																																																																																																																																																																																																																												
食料・飲料水の確保に関すること																																																																																																																																																																																																																												
避難の勧告・指示に関すること																																																																																																																																																																																																																												
仮救護所の設置に関すること																																																																																																																																																																																																																												
住民の避難誘導に関すること																																																																																																																																																																																																																												

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																																				
3-1-2 (□市国民 保護対策本 部の主な業 務) (54頁-シ)	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">□市国民保護対策本部の主な業務</td> </tr> <tr> <td>統括責任者等</td> <td>班 名 等</td> <td>主 な 業 務</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">学校教育部長</td> <td rowspan="10">学 校 班</td> <td>児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒及び教職員の被災状況の把握</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒及び教職員の健康管理</td> </tr> <tr> <td>児童、生徒の教育相談</td> </tr> <tr> <td>学校再開に向けた対応</td> </tr> <tr> <td>応急教育</td> </tr> <tr> <td>避難所運営支援</td> </tr> <tr> <td>被災児童、生徒への学用品等の支給</td> </tr> <tr> <td>炊き出し、衛生管理</td> </tr> <tr> <td>飲き出し、衛生管理</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>出 納 班</td> <td>国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関する事</td> </tr> <tr> <td>議会事務局長</td> <td>議 会 班</td> <td>新座市議会に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">消 防 団</td> <td rowspan="10"></td> <td>管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>人命の救出及び救助に関する事</td> </tr> <tr> <td>被災者の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難路等の障害物の除去に関する事</td> </tr> <tr> <td>危険物等の措置に関する事</td> </tr> <tr> <td>排水活動及び給水活動の協力に関する事</td> </tr> <tr> <td>死者及び行方不明者の捜索に関する事</td> </tr> <tr> <td>被災情報の収集に関する事</td> </tr> <tr> <td>その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関する事</td> </tr> <tr> <td>住民の避難誘導に関する事</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">埼玉県南西部消防本部</td> <td rowspan="15"></td> <td>庁舎の保全に関する事</td> </tr> <tr> <td>本部の設置・運営に関する事</td> </tr> <tr> <td>市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・伝達に関する事</td> </tr> <tr> <td>警防活動方針の決定に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>消火活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>救急・救助活動の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>消防隊等の増強及び編成に関する事</td> </tr> <tr> <td>車両等燃料の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>食料・飲料水の確保に関する事</td> </tr> <tr> <td>避難の勧告・指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>仮救護所の設置に関する事</td> </tr> <tr> <td>住民の避難誘導に関する事</td> </tr> </table>	□市国民保護対策本部の主な業務			統括責任者等	班 名 等	主 な 業 務	学校教育部長	学 校 班	児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し	児童、生徒及び教職員の被災状況の把握	児童、生徒及び教職員の健康管理	児童、生徒の教育相談	学校再開に向けた対応	応急教育	避難所運営支援	被災児童、生徒への学用品等の支給	炊き出し、衛生管理	飲き出し、衛生管理	会計管理者	出 納 班	国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関する事	議会事務局長	議 会 班	新座市議会に関する事	消 防 団		管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関する事	人命の救出及び救助に関する事	被災者の避難誘導に関する事	避難路等の障害物の除去に関する事	危険物等の措置に関する事	排水活動及び給水活動の協力に関する事	死者及び行方不明者の捜索に関する事	被災情報の収集に関する事	その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関する事	住民の避難誘導に関する事	埼玉県南西部消防本部		庁舎の保全に関する事	本部の設置・運営に関する事	市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関する事	情報の収集・伝達に関する事	警防活動方針の決定に関する事	消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関する事	消火活動の実施に関する事	救急・救助活動の実施に関する事	消防隊等の増強及び編成に関する事	車両等燃料の確保に関する事	食料・飲料水の確保に関する事	避難の勧告・指示に関する事	仮救護所の設置に関する事	住民の避難誘導に関する事		本市の組織機構改革に伴い、新座市地域防市計画で定めている市災害対策本部のものと同様の班体制に変更し、事務分掌を変更するもの。
□市国民保護対策本部の主な業務																																																							
統括責任者等	班 名 等	主 な 業 務																																																					
学校教育部長	学 校 班	児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し																																																					
		児童、生徒及び教職員の被災状況の把握																																																					
		児童、生徒及び教職員の健康管理																																																					
		児童、生徒の教育相談																																																					
		学校再開に向けた対応																																																					
		応急教育																																																					
		避難所運営支援																																																					
		被災児童、生徒への学用品等の支給																																																					
		炊き出し、衛生管理																																																					
		飲き出し、衛生管理																																																					
会計管理者	出 納 班	国民保護措置に必要な現金及び物資の出納に関する事																																																					
議会事務局長	議 会 班	新座市議会に関する事																																																					
消 防 団		管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防衛活動に関する事																																																					
		人命の救出及び救助に関する事																																																					
		被災者の避難誘導に関する事																																																					
		避難路等の障害物の除去に関する事																																																					
		危険物等の措置に関する事																																																					
		排水活動及び給水活動の協力に関する事																																																					
		死者及び行方不明者の捜索に関する事																																																					
		被災情報の収集に関する事																																																					
		その他武力攻撃災害防衛に必要な活動に関する事																																																					
		住民の避難誘導に関する事																																																					
埼玉県南西部消防本部		庁舎の保全に関する事																																																					
		本部の設置・運営に関する事																																																					
		市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関する事																																																					
		情報の収集・伝達に関する事																																																					
		警防活動方針の決定に関する事																																																					
		消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関する事																																																					
		消火活動の実施に関する事																																																					
		救急・救助活動の実施に関する事																																																					
		消防隊等の増強及び編成に関する事																																																					
		車両等燃料の確保に関する事																																																					
		食料・飲料水の確保に関する事																																																					
		避難の勧告・指示に関する事																																																					
		仮救護所の設置に関する事																																																					
		住民の避難誘導に関する事																																																					
		3-1-5 (57頁-シ)	第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第5節 住民との連携 略 このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、新座市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセ	第3編 武力攻撃事態等対処編 第1章 実施体制の確保 第5節 住民との連携 略 このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンタ	正式な名称である「新座市社会福祉協議会」の表記に修正するもの。																																																		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
3-3-1 (58ページ)	<p>センターを設置する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの通知の受入方法 略 (1) 勤務時間内 ア 県からの警報の通知は、危機管理課が受信する。 イ 危機管理課は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ア 略 イ 守衛室は直ちに危機管理課長に連絡し、危機管理課長は受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信する。 2 市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、<u>固定資産評価審査委員会</u>）、議会、消防機関に対して直ちに警報を通知する。 3 略 4 略</p>	<p>一を設置する。</p> <p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第1節 警報の通知の受入れ・伝達 1 県からの通知の受入方法 略 (1) 勤務時間内 ア 県からの警報の通知は、市民安全課が受信する。 イ 市民安全課は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。 (2) 勤務時間外 ア 略 イ 守衛室は直ちに市民安全課長に連絡し、市民安全課長は受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信する。 2 市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会）、議会、消防機関に対して直ちに警報を通知する。 3 略 4 略</p>	<p>本市の組織機構改革に伴い、国民保護に関することを危機管理課が所掌することになったため、記述を変更するもの。</p> <p>列挙している市の他の執行機関に「固定資産評価審査委員会」を追加し、現状との整合を図るもの。</p>



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
<p>3-3-3 (60°-シ°)</p> <p>(61°-シ°)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・伝達等 略 (1) 略 (2) 住民への避難の伝達等 略 ア 避難実施要領の作成 (7) 略 (i) 第2段階の避難指示があったとき 略 a 略 b 略 c 略 d 略 e 略 f 略 g 略 h <u>要配慮者</u>への対応 i 略 j 略 k 略 l 略 市長は、避難実施要領を完成させたときには、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。 イ 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、<u>要配慮者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 なお、自衛隊基地、米軍施設、危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、あらかじめ定めた優先順位に基づき実施する。 ウ 略 (3) 略 (4) 略 2 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第3節 避難の指示等 1 避難の指示の受入れ・伝達等 略 (1) 略 (2) <u>市長</u>の住民への避難の伝達等 略 ア 避難実施要領の作成 (7) 略 (i) 第2段階の避難指示があったとき 略 a 略 b 略 c 略 d 略 e 略 f 略 g 略 h <u>災害時要援護者</u>への対応 i 略 j 略 k 略 l 略 市長は、避難実施要領を完成させたときには、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。 イ 住民への周知内容及び方法 市長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、<u>災害時要援護者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。 なお、自衛隊基地、米軍施設、危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、あらかじめ定めた優先順位に基づき実施する。 ウ 略 (3) 略 (4) 略 2 略</p>	<p>わかりづらいため「市長の」を削除し、「住民への避難の伝達等」とするもの。</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「<u>要配慮者</u>」に変更するもの。</p> <p>同上</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
3-3-4 (62ページ)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第4節 避難住民の運送手段の確保 略</p> <p>1 運送手段の選択方法 (1) 略 (2) 要配慮者の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。</p> <p>2 略 3 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第3章 住民の避難措置 第4節 避難住民の運送手段の確保 略</p> <p>1 運送手段の選択方法 (1) 略 (2) 災害時要援護者の避難 市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。</p> <p>2 略 3 略</p>	<p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を踏まえ、「災害時要援護者」の記述を「要配慮者」に変更するもの。</p>
3-4 (64ページ)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第4章 避難住民の救援措置 略</p> <p>救援の程度、方法については、「平成25年内閣府告示第229号」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>2 略</p> <p>(9) 略</p> <p>1 略 2 略 3 略</p> <p>4 被災者の捜索及び救出 (1) 略 (2) 被災地における捜索・救助の実施 ア 略 イ 被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。 (3) 略</p> <p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬 (1) 略 (2) 略 (3) 埋・火葬対策 ア 略 イ 埋・火葬の実施 市は、第2編第7章第3節で定めたとおり、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、県と協力して火</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第4章 避難住民の救援措置 略</p> <p>救援の程度、方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」に定めるところによる。 また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>2 略</p> <p>(9) 略</p> <p>1 略 2 略 3 略</p> <p>4 被災者の捜索及び救出 (1) 略 (2) 被災地における捜索・救助の実施 ア 略 イ 捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。 (3) 略</p> <p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬 (1) 略 (2) 略 (3) 埋・火葬対策 ア 略 イ 埋・火葬の実施 (7) 市は、第2編第7章第3節により締結した協定等に基づき、県と協力して火葬を実施する。</p>	<p>災害対策基本法等の改正に伴う変更（国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）へ移管されたため）記述を修正するもの。</p> <p>県国民保護対策本部に連絡し指示を受けるものに「被災情報」を追加し、埼玉県計画との整合を図るもの。</p> <p>実態に合わせ、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき県と協力して埋・火葬対策を実施するとの記述に変更するもの。</p>
(68ページ)			
(70ページ)			

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p><u>葬を実施する。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	<p>(4) <u>市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に 対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請 する。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>	
(74ハ°-シ°)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第5章 武力攻撃災害への対処措置 第2節 応急措置等の実施</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 NBC攻撃による汚染への対処</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>対応時の留意事項</u></p> <p>ア <u>核兵器等</u></p> <p><u>核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下の とおりと考えられる。</u></p> <p>(7) <u>核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線</u></p> <p>(4) <u>爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降 下物）からの放射線</u></p> <p>(7) <u>初期放射線を吸収した建築物や土壌から発す る放射線</u></p> <p><u>このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、 県が行う措置に協力するものとする。</u></p> <p>a <u>上記(7)及び(7)は、爆心地周辺において被害 をもたらすため、汚染地域が特定された後、 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の 措置に協力する。</u></p> <p>b <u>市は、県が実施する熱線による熱傷や放射 線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医 療に協力する。</u></p> <p>c <u>(4)の放射性降下物による被害には、皮膚に 付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下 物によって汚染された飲料水や食物を摂取す ることで被ばくする「内部被ばく」がある。 このため、住民等の避難誘導に当たっては、 こうした点に十分配慮して実施するものとす</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第5章 武力攻撃災害への対処措置 第2節 応急措置等の実施</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 NBC攻撃による汚染への対処</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>核攻撃等において、避 難住民等の避難退域時検 査及び簡易除染その他放 射性物質による汚染の拡 大を防止するため必要な 措置を講じることなどを 追加し、埼玉県計画との 整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(75 頁 -ジ)	<p>る。</p> <p>d <u>ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(7)、(4)及び(4)に準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。</u></p> <p>e <u>核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>イ <u>生物兵器</u>  <u>生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u>  <u>(7) 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。</u>  <u>(4) 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。</u></p> <p>ウ <u>化学兵器</u>  <u>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。</u>  <u>また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。</u>  <u>(7) 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。</u>  <u>(4) 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。</u></p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
3-5-5 (76 ㇰ-ジ)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第5節 廃棄物対策の実施</p> <p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら、「<u>埼玉県災害廃棄物処理指針</u>」に準じて廃棄物対策を実施する。</p> <p>2 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第5節 廃棄物対策の実施</p> <p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理 市は、その特殊性に配慮しながら、「<u>災害廃棄物処理計画</u>」を策定し、これに基づき廃棄物対策を実施する。</p> <p>2 略</p>	埼玉県との第1回事前相談の内容を踏まえ、担当部署に確認した上で記述を修正するもの。
3-6-2 (76 ㇰ-ジ)	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 情報の収集 収集する情報は、主に以下のとおりとする。 市は、避難住民等の安否情報を収集し、整理に努め、当該情報を県に報告する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死亡した住民に関し収集する情報 <u>ア 氏名</u> <u>イ 出生の年月日</u> <u>ウ 男女の別</u> <u>エ 住所</u> <u>オ 国籍（日本国籍を有していない者に限る。）</u> <u>カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</u></p> <p>キ 略 ク 略 ケ 略 コ 略</p> <p>2 情報の提供</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 個人情報の保護への配慮 ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いには十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>イ 略</p> <p>3 略</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 情報の収集 収集する情報は、主に以下のとおりとする。 市は、避難住民等の安否情報を収集し、整理に努め、当該情報を県に報告する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 死亡した住民に関し収集する情報 <u>上記ア～カに加えて</u></p> <p>キ 略 ク 略 ケ 略 コ 略</p> <p>2 情報の提供</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 個人情報の保護への配慮 ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いには十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>イ 略</p> <p>3 略</p>	一部を省略する記述であったものを、収集する全ての情報を列挙するよう改めるもの。  「鑑み（かんがみ）」の読みが常用漢字に追加されたことを踏まえ、「かんがみ」を漢字に変更するもの。
用語集（か）	か	か	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(86 へ -ジ)	<p>◇ 核燃料物質 略</p> <p>◇ 基本指針 武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本方針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。</p> <p>◇ 緊急事態連絡会議 略</p> <p>◇ 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。</p>	<p>◇ 核燃料物質 略</p> <p>◇ 基本指針 武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。 基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。</p> <p>◇ 緊急事態連絡会議 略</p> <p>◇ 緊急処理事態 武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 緊急処理事態に至ったときに、政府はその対処に関する基本的な方針である緊急処理事態対処方針を定める。内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。 緊急処理事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急処理事態対策本部が設置される。 武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（武力攻撃事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法16条）の規定は準用されない。 緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関は国民保護法の規定に基づいて次に掲げる緊急対処措置を実施する。 (1) 緊急処理事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置 (2) 緊急処理事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は緊急処理事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急処理事態の推移に応じて実施す</p>	<p>「基本方針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。」を追記し、県計画の記述との整合を図るもの。</p> <p>新たに「◇ 緊急処理事態対処方針」、「◇ 緊急対処措置」、「◇ 緊急処理事態対策本部（国）」の項を設け記述するため削除し、県計画との整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(87 へ -ジ)	<p>◇ 緊急対処事態対処方針 緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。 内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。 閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。</p> <p>◇ 緊急対処措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置のこと。</p> <p>(1) 緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置</p> <p>(2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p> <p>◇ 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 具体的には、上記「緊急対処措置」の(2)のことである。</p> <p>◇ 緊急対処事態における災害 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。</p> <p>◇ 緊急対処事態対策本部（国） 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急対処事態対策本部が設置される。 武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。</p>	<p>る警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p> <p>◇ 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 具体的には、上記「緊急対処措置」の(2)のことである。</p>	<p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>平成27年に法令改正が行われたことによる参照条文の変更を反映させるもの。</p> <p>新たに記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p>
(88 へ -ジ)	<p>◇ 緊急対処事態対処方針 緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。 内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。 閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。</p> <p>◇ 緊急対処措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置のこと。</p> <p>(1) 緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置</p> <p>(2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p> <p>◇ 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第22条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 具体的には、上記「緊急対処措置」の(2)のことである。</p> <p>◇ 緊急対処事態における災害 武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。</p> <p>◇ 緊急対処事態対策本部（国） 緊急対処事態対処方針が定められたときに、当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、閣議にかけて臨時に内閣に緊急対処事態対策本部が設置される。 武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第14条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第15条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法第16条）の規定は準用されない。</p>	<p>る警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置</p> <p>◇ 緊急対処保護措置 緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、武力攻撃事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 具体的には、上記「緊急対処措置」の(2)のことである。</p>	<p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>新たに項を設け記述し県計画との整合を図るもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(90 へ -ジ)	<p>◇ 緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの。</p> <p>◇ 義援金等 個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申入れがあった金銭や物品のこと。</p> <p>◇ 航空攻撃 略</p> <p>◇ ゲリラ 略</p> <p>◇ 高規格救急車 略</p> <p>◇ 国際人道法 略</p> <p>◇ 国民保護法 略</p> <p>◇ 国民保護計画 略</p> <p>◇ 国民保護業務計画 略</p> <p>◇ 国民保護措置等 対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する国民保護法第2条3項に掲げる国民の保護のための措置（同項第6号に掲げる措置にあっては、対処基本方針等が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。）及び事態対処法第22条第3項第2号に掲げる緊急対処保護措置のことである。 具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>	<p>◇ 航空攻撃 略</p> <p>◇ ゲリラ 略</p> <p>◇ 高規格救急車 略</p> <p>◇ 国際人道法 略</p> <p>◇ 国民保護法 略</p> <p>◇ 国民保護計画 略</p> <p>◇ 国民保護業務計画 略</p> <p>◇ 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p>	<p>新たに記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>新たに記述し県計画との整合を図るもの。</p> <p>武力攻撃事態対処法が平成27年に改称及び改正されたことを踏まえ、記述を変更し、併せて項目を「国民保護措置等」に変更するもの。</p>
用語集（さ） (90 へ -ジ)	<p>◇ 災害拠点病院 救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。</p>	<p>◇ 災害拠点病院 救護所や救急医療機関等で対応できない重症者等に対して、高度な医療を施し、入院等の救護を行う病院のこと。埼玉県では12病院を位置づけている。</p> <p>◇ 災害時要援護者 次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知</p>	<p>一部を削除し、県計画の記述との整合を図るもの。</p> <p>平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、「災害時要援護者」が「要配慮者」に変更</p>



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(91 へ -ジ*)	<p>◇ J-A L E R T (全国瞬時警報システム) 略</p> <p>◇ シェルター 略</p> <p>◇ 指定行政機関 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。</p> <p>◇ 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 116機関が指定されている。</p> <p>◇ 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。</p> <p>◇ 指定地方公共機関 略</p> <p>◇ 自主防災組織 略</p> <p>◇ 事態対処法 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」である。</p>	<p>しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p> <p>◇ J-A L E R T (全国瞬時警報システム) 略</p> <p>◇ シェルター 略</p> <p>◇ 指定行政機関 内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、消費者庁、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省が指定されている。</p> <p>◇ 指定公共機関 独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。 152機関が指定されている。</p> <p>◇ 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所及び地方防衛局が指定されている。</p> <p>◇ 指定地方公共機関 略</p> <p>◇ 自主防災組織 略</p> <p>◇ 事態対処法 → 武力攻撃事態対処法</p>	<p>となったため、削除し、「用語集（や）」において新たに記述するもの。</p> <p>県計画と同様の記述に修正するもの。</p> <p>県計画と同様の記述に修正するもの。</p> <p>県計画と同様の記述に修正するもの。</p>
(92 へ -ジ*)	<p>◇ 事態対処法 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」である。</p>	<p>◇ 事態対処法 → 武力攻撃事態対処法</p>	<p>武力攻撃事態対処法が平成27年に改称されたことを踏まえ、記述を変</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(93ハ°-ジ°)	<p>平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。</p> <p>この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連7法という。有事関連7法は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）</p> <p>(2) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）</p> <p>(3) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）</p> <p>(4) 自衛隊法の一部を改正する法律</p> <p>(5) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）</p> <p>(6) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）</p> <p>(7) 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）</p> <p>◇ ジュネーブ諸条約 略</p> <p>◇ 生活関連等施設 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のことであり、国民保護法第102条第1項により定められている。</p> <p>国民保護法施行令第27条及び第28条により具体的な施設等が定められており、発電所・変電所、危険物質（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物等）の取扱所等が該当する。</p>	<p>◇ ジュネーブ諸条約 略</p> <p>◇ 生活関連等施設 発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取り扱う施設等）をいう。</p>	<p>更するもの。</p> <p>対象となる施設等の説明をより詳細なものに改めるもの。</p>
用語集（た） （93ハ°-ジ°）	<p>た</p> <p>◇ 対策本部長（国） 事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又</p>	<p>た</p> <p>◇ 対策本部長（国） 武力攻撃事態対処法第10条に定める「武力攻撃事態等対策</p>	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(94 頁 -シ)	<p>は同法第23条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</p> <p>◇ 対処措置          対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。          (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。          事態対処法第2条第1項第8号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などが挙げられている。          (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p> <p>◇ ダーティボム 略</p> <p>◇ 弾道ミサイル 略</p> <p>◇ 地域防災計画 略</p> <p>◇ 着上陸侵攻 略</p> <p>◇ 特殊標章 略</p> <p>◇ 特殊部隊 略</p> <p>◇ トリアージ 略</p>	<p>本部」又は同法第26条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。</p> <p>◇ 対処措置          対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。          (1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置のこと。          武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などが挙げられている。          (2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。</p> <p>◇ ダーティボム 略</p> <p>◇ 弾道ミサイル 略</p> <p>◇ 地域防災計画 略</p> <p>◇ 着上陸侵攻 略</p> <p>◇ 特殊標章 略</p> <p>◇ 特殊部隊 略</p> <p>◇ トリアージ 略</p>	<p>平成27年に法令改正が行われたことによる参照条文の変更を反映させるもの。</p> <p>平成27年に法令改正が行われたことによる参照条文の変更を反映させるもの。</p>
用語集（は） (95 頁 -ジ)	<p>◇ 避難経路  <u>住民が避難する経路のこと。避難路（道路）や鉄道路線等から編成される。</u></p> <p>◇ 避難候補路  <u>避難路の候補としてあらかじめ選定された道路。避難候補路の中から状況に応じて避難路を決定することになる。</u></p> <p>◇ 避難住民等  <u>避難住民及び被災者のこと。</u></p> <p>◇ 避難先地域</p>		<p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p> <p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p> <p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(96 ページ)	<p>住民の避難先となる地域のこと（住民の避難の経路となる地域を含む。）。</p> <p>◇ 避難施設 略</p> <p>◇ 避難所 あらかじめ指定を受けている避難施設のほか、緊急の必要がある場合、住民の避難及び避難住民等を救援を行う施設。</p> <p>◇ 避難住民集合場所 避難を円滑に行うため住民が集合する場所。市町村が指定する。</p> <p>◇ 武力攻撃 略</p> <p>◇ 武力攻撃災害 略</p> <p>◇ 武力攻撃事態 略</p>	<p>◇ 避難施設 略</p>	<p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p> <p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p> <p>県計画との整合を図るため新規掲載するもの。</p>
(97 ページ)	<p>◇ 武力攻撃事態等 略</p> <p>◇ 武力攻撃予測事態 略</p>	<p>◇ 武力攻撃 略</p> <p>◇ 武力攻撃災害 略</p> <p>◇ 武力攻撃事態 略</p> <p>◇ 武力攻撃事態等 略</p> <p>◇ 武力攻撃予測事態 略</p> <p>◇ 武力攻撃事態対処法 法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」である。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。 この規定を受け平成16年6月14日に成立した法律を、一般的に有事関連7法という。有事関連7法は、以下のとおりである。 (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法） (2) 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法） (3) 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法） (4) 自衛隊法の一部を改正する法律 (5) 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法） (6) 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜</p>	<p>名称が変更になったことを踏まえ、「用語集（さ）」において「◇事態対処法」として記述するため削除するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
(98ページ)          (99ページ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 文民保護標章 略</li> <li>◇ 米軍大和田通信所 略</li> <li>◇ 防災活動拠点 略</li> <li>◇ 防災基地 略</li> <li>◇ 防災拠点校 埼玉県内の防災活動拠点の一つであり、37の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。 市内では、埼玉県立新座柳瀬高等学校が防災拠点校となっている。</li> <li>◇ 防災行政無線 略</li> <li>◇ 放射性同位元素 略</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>取扱い法)</u> (7) <u>国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律(国際人道法違反処罰法)</u></li> <li>◇ 文民保護標章 略</li> <li>◇ 米軍大和田通信所 略</li> <li>◇ 防災活動拠点 略</li> <li>◇ 防災基地 略</li> <li>◇ 防災拠点校 埼玉県内の防災活動拠点の一つであり、38の県立学校が位置づけられている。防災拠点校には、緊急宿泊所、備蓄倉庫、太陽光発電設備、給湯設備、耐震性貯水槽、自家発電装置、浄水装置が整備されている。 市内では、埼玉県立新座柳瀬高等学校が防災拠点校となっている。</li> <li>◇ 防災行政無線 略</li> <li>◇ 放射性同位元素 略</li> </ul>	時点修正
用語集(ま) (99ページ)	ま <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 民生委員・児童委員 民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、住民の相談に応じ、社会福祉の増進に努めることを任務とする。市町村の区域に置かれ、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。 任期は3年間であり、本市の定数は217名(うち主任児童委員13名)となっている。 民生委員の設置は、民生委員法第3条に定められており、児童委員は、児童福祉法第16条第2項によって、民生委員が兼ねることになっている。</li> </ul>	ま <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 民生委員・児童委員 民生委員とは、社会奉仕の精神をもって、<u>生活困窮者の保護、指導にあたり、社会福祉の増進に努めることを任務とする名誉職</u>である。市町村の区域に置かれ、都道府県知事の推薦によって厚生労働大臣が委嘱する。 任期は3年間であり、<u>208名(うち主任児童委員13名)が在籍している。</u> 民生委員の設置は、民生委員法第3条に定められており、児童委員は、児童福祉法第16条第2項によって、民生委員が兼ねることになっている。</li> </ul>	いずれも、担当課からの意見を踏まえ、記述を修正するもの。
用語集(や) (100ページ)	や <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 要配慮者 次のいずれかに該当する者をいう。 (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者</li> </ul>		平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、「災害時要援護者」が「要配慮者」に変更となったため、「用語集(や)」において新たに記述するもの。

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。</p>		
<p>資料集（新規） （101ページ）</p>	<p>1 新座市国民保護対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部 条例 （平成18年新座市条例第4号）</p> <p>（趣旨） 第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、新座市国民保護対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（組織） 第2条 新座市国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、新座市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の事務を総括する。</p> <p>2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。</p> <p>3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。</p> <p>4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。</p> <p>5 前項の職員は、市職員のうちから、市長が任命する。</p> <p>（会議） 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。</p> <p>2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市職員以外の者を対策本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。</p> <p>（部） 第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。</p> <p>2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。</p> <p>3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。</p> <p>4 部長は、部の事務を掌理する。</p> <p>（現地対策本部） 第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部</p>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>員その他の対策本部の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。</p> <p>2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。 (準用)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定は、新座市緊急対処事態対策本部について準用する。 (委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び新座市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。 附 則 この条例は、公布の日から施行する。</p>		
<p>資料集（新規） (103頁-シ)</p>	<p>2 新座市国民保護協議会条例 (平成18年新座市条例第5号) 改正 平成29年11月30日条例第28号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、新座市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 (委員)</p> <p>第2条 協議会の委員の定数は、45人以内とする。 (会長の職務代理)</p> <p>第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 (会議)</p> <p>第4条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (庶務)</p> <p>第5条 協議会の庶務は、総務部において処理する。 (平29条例28・一部改正) (委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。 附 則</p>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																								
	<p>この条例は、公布の日から施行する。  <u>附 則（平成29年条例第28号）抄</u>  <u>（施行期日）</u>  1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。</p>																																										
資料集（新規） (104ページ)	<p>3 新座市国民保護協議会委員一覧（令和2年1月1日現在）</p> <table border="1" data-bbox="315 312 1037 1385"> <thead> <tr> <th>委員の別</th> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>職名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会 長</td> <td>—</td> <td>新座市</td> <td>市 長</td> </tr> <tr> <td>1号委員</td> <td>指定地方行政機関</td> <td>北関東防衛局企画部</td> <td>地方協力基盤整備課事態対処支援室長</td> </tr> <tr> <td>2号委員</td> <td>自衛隊に所属する者</td> <td>陸上自衛隊第32普通科連隊</td> <td>第3中隊長</td> </tr> <tr> <td>3号委員</td> <td>県 職 員</td> <td>埼玉県危機管理防災部 新座警察署</td> <td>危機管理課長 署 長</td> </tr> <tr> <td>4号委員</td> <td>副 市 長</td> <td>新座市</td> <td>副 市 長</td> </tr> <tr> <td>5号委員</td> <td>教育長及び 消防長又は消防定員</td> <td>新座市教育委員会 埼玉県南西部消防本部</td> <td>教 育 長 消 防 長</td> </tr> <tr> <td>6号委員</td> <td>市 職 員</td> <td>新座市 新座市教育委員会</td> <td>総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いさい健康部長 都市整備部長 上下水道部長 教育総務部長 学校教育部長</td> </tr> <tr> <td>7号委員</td> <td>市の区域において 業務を行う指定公 共機関又は指定地 方公共機関の役員 又は職員</td> <td>日本赤十字社埼玉支部 東口本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所 日本郵便株式会社 新座郵便局 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社 東京瓦斯株式会社 北部支店 西武バス株式会社 新座営業所 東武バスウエスト株式会社 新座営業事務所 佐川急便株式会社 練馬店 ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店 一般社団法人埼玉県トラック協会 朝霞支部 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店</td> <td>教 護 ・ 講 習 課 長 副 所 長 総 務 部 長 支 社 長 支 店 長 所 長 所 長 安 全 推 進 課 係 長 安 全 推 進 課 長 支 部 長 支 店 長</td> </tr> <tr> <td>8号委員</td> <td>国民の保護のための 措置に関し知識又は 経験を有する者</td> <td>新座市消防団 新座市町内会連合会 社会福祉法人新座市社会福祉協議会 新座市民生委員・児童委員協議会 新座市婦人会連合会 新座市商工会 一般社団法人朝霞地区医師会 一般社団法人朝霞地区歯科医師会 東武ステーションサービス株式会社 株式会社ドコモCS 埼玉支店</td> <td>団 長 会 長 会 長 理 事 副 会 長 会 長 新 座 支 部 長 新 座 支 部 長 志 木 駅 長 ネ ッ ト ワ ー ク 部 長</td> </tr> </tbody> </table>	委員の別	区分	機関名	職名	会 長	—	新座市	市 長	1号委員	指定地方行政機関	北関東防衛局企画部	地方協力基盤整備課事態対処支援室長	2号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第32普通科連隊	第3中隊長	3号委員	県 職 員	埼玉県危機管理防災部 新座警察署	危機管理課長 署 長	4号委員	副 市 長	新座市	副 市 長	5号委員	教育長及び 消防長又は消防定員	新座市教育委員会 埼玉県南西部消防本部	教 育 長 消 防 長	6号委員	市 職 員	新座市 新座市教育委員会	総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いさい健康部長 都市整備部長 上下水道部長 教育総務部長 学校教育部長	7号委員	市の区域において 業務を行う指定公 共機関又は指定地 方公共機関の役員 又は職員	日本赤十字社埼玉支部 東口本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所 日本郵便株式会社 新座郵便局 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社 東京瓦斯株式会社 北部支店 西武バス株式会社 新座営業所 東武バスウエスト株式会社 新座営業事務所 佐川急便株式会社 練馬店 ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店 一般社団法人埼玉県トラック協会 朝霞支部 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店	教 護 ・ 講 習 課 長 副 所 長 総 務 部 長 支 社 長 支 店 長 所 長 所 長 安 全 推 進 課 係 長 安 全 推 進 課 長 支 部 長 支 店 長	8号委員	国民の保護のための 措置に関し知識又は 経験を有する者	新座市消防団 新座市町内会連合会 社会福祉法人新座市社会福祉協議会 新座市民生委員・児童委員協議会 新座市婦人会連合会 新座市商工会 一般社団法人朝霞地区医師会 一般社団法人朝霞地区歯科医師会 東武ステーションサービス株式会社 株式会社ドコモCS 埼玉支店	団 長 会 長 会 長 理 事 副 会 長 会 長 新 座 支 部 長 新 座 支 部 長 志 木 駅 長 ネ ッ ト ワ ー ク 部 長		新座市国民保護協議会 委員一覧を新規掲載する もの。
委員の別	区分	機関名	職名																																								
会 長	—	新座市	市 長																																								
1号委員	指定地方行政機関	北関東防衛局企画部	地方協力基盤整備課事態対処支援室長																																								
2号委員	自衛隊に所属する者	陸上自衛隊第32普通科連隊	第3中隊長																																								
3号委員	県 職 員	埼玉県危機管理防災部 新座警察署	危機管理課長 署 長																																								
4号委員	副 市 長	新座市	副 市 長																																								
5号委員	教育長及び 消防長又は消防定員	新座市教育委員会 埼玉県南西部消防本部	教 育 長 消 防 長																																								
6号委員	市 職 員	新座市 新座市教育委員会	総合政策部長 総務部長 財政部長 市民生活部長 総合福祉部長 こども未来部長 いさい健康部長 都市整備部長 上下水道部長 教育総務部長 学校教育部長																																								
7号委員	市の区域において 業務を行う指定公 共機関又は指定地 方公共機関の役員 又は職員	日本赤十字社埼玉支部 東口本高速道路株式会社 関東支社 所沢管理事務所 日本郵便株式会社 新座郵便局 東京電力パワーグリッド株式会社 志木支社 東京瓦斯株式会社 北部支店 西武バス株式会社 新座営業所 東武バスウエスト株式会社 新座営業事務所 佐川急便株式会社 練馬店 ヤマト運輸株式会社 武蔵野主管支店 一般社団法人埼玉県トラック協会 朝霞支部 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 埼玉南支店	教 護 ・ 講 習 課 長 副 所 長 総 務 部 長 支 社 長 支 店 長 所 長 所 長 安 全 推 進 課 係 長 安 全 推 進 課 長 支 部 長 支 店 長																																								
8号委員	国民の保護のための 措置に関し知識又は 経験を有する者	新座市消防団 新座市町内会連合会 社会福祉法人新座市社会福祉協議会 新座市民生委員・児童委員協議会 新座市婦人会連合会 新座市商工会 一般社団法人朝霞地区医師会 一般社団法人朝霞地区歯科医師会 東武ステーションサービス株式会社 株式会社ドコモCS 埼玉支店	団 長 会 長 会 長 理 事 副 会 長 会 長 新 座 支 部 長 新 座 支 部 長 志 木 駅 長 ネ ッ ト ワ ー ク 部 長																																								



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
資料集（新規） （105頁～シ）	<p>4 新座市緊急事態連絡会議設置要綱 （平成18年8月22日市長決裁）</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等の緊急事態が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、迅速な情報の収集、関係機関との連絡調整を図るとともに、対応を円滑に行うため、新座市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。 （対象となる緊急事態）</p> <p>第2条 連絡会議を設置する対象となる緊急事態は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条に規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態</p> <p>(2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1項に規定する緊急対処事態</p> <p>(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害のうち、大規模な火事、爆発及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める原因によるもの</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの （組織）</p> <p>第3条 連絡会議は、次に掲げる職にある者をもって組織する。</p> <p>(1) 議長 市長 (2) 副議長 副市長 (3) 委員 教育長、総務部長、総合政策部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、都市整備部長、上下水道部長、会計管理者、教育総務部長、学校教育部長 （会議）</p> <p>第4条 連絡会議は、議長が招集し、主宰する。ただし、議長が不在のときは、副議長がその職務を代行する。</p> <p>2 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求めることができる。 （所掌事務）</p> <p>第5条 連絡会議は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1) 緊急事態情報の収集に関すること。 (2) 緊急事態対応策の検討に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整等に関すること。</p>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、必要な緊急事態対策に関すること。</u>  <u>(開設期間等)</u>  第6条 市長は、緊急事態の発生等に際し、緊急に対応の必要があると認められるときは、<u>連絡会議を開設する。ただし、災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部が開設されるときは、この限りでない。</u>  2 部長等は、<u>連絡会議における市長の指示等を踏まえ、所管業務に係る対策を講じるものとする。</u>  3 市長は、<u>緊急事態による被害が拡大するおそれが解消したと認めたとき、又は災害対策本部、国民保護対策本部若しくは緊急対処事態対策本部が開設されたときは、連絡会議を閉鎖する。</u>  <u>(庶務)</u>  第7条 <u>連絡会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。</u>  <u>(委任)</u>  第8条 <u>この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u>  <u>附 則 (平成18年8月22日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、決裁のあった日から実施する。</u>  <u>附 則 (平成19年3月7日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、平成19年4月1日から実施する。</u>  <u>附 則 (平成21年3月31日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、平成21年4月1日から実施する。</u>  <u>附 則 (平成23年3月31日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、平成23年4月1日から実施する。</u>  <u>附 則 (平成29年3月22日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、平成29年4月1日から実施する。</u>  <u>附 則 (平成29年12月28日市長決裁)</u>  <u>この要綱は、平成30年1月1日から実施する。</u></p>		
資料集（新規） (107ページ)	<p>5 <u>新座市国民保護協議会運営要綱</u>  <u>(平成18年5月29日市長決裁)</u>  <u>(趣旨)</u>  第1条 <u>この要綱は、新座市国民保護協議会条例（平成18年新座市条例第5号）第6条の規定に基づき、新座市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u>  <u>(会議の招集)</u>  第2条 <u>協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議</u></p>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>題を定め、委員に通知しなければならない。  <u>(異動の報告)</u>  第3条 委員に異動のあったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。  <u>(会議の記録)</u>  第4条 会長は、議事録を作成しておかななければならない。  2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。  (1) 会議の日時及び場所  (2) 出席した委員の職名及び氏名  (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項  (4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項  <u>(会議の傍聴)</u>  第5条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。  2 会議の傍聴の定員は、おおむね10人以内とする。  3 傍聴の受付は先着順とし、協議会の開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。  4 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。  (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。  (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。  (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。  (4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。  5 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。  <u>(庶務)</u>  第6条 協議会の庶務は、総務部危機管理課において処理する。  <u>(委任)</u>  第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。  附 則 (平成18年5月29日市長決裁)  この要綱は、決裁のあった日から実施する。  附 則 (平成29年3月22日市長決裁)  この要綱は、平成29年4月1日から実施する。  附 則 (平成29年12月28日市長決裁)  この要綱は、平成30年1月1日から実施する。</p>		
資料集 (新規) (109ページ)	<p>6 新座市特殊標章等交付要綱  (平成19年1月11日新座市告示第8号)</p>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。</p> <p>(2) 国民保護措置 国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置をいう。</p> <p>(3) 特殊標章 国民保護法第158条に規定する特殊標章をいう。</p> <p>(4) 身分証明書 国民保護法第158条に規定する身分証明書をいう。</p> <p>(5) 特殊標章等 特殊標章及び身分証明書をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 市長は、武力攻撃事態等において、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に該当する者であること及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両（以下「場所等」という。）であることを識別させるために特殊標章等の交付を行う。</p> <p>(1) 市の職員（消防団長及び消防団員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの</p> <p>(2) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者</p> <p>(3) 国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者</p> <p>(交付申請)</p> <p>第4条 前条第2号又は第3号に掲げる者が、特殊標章等の交付を受けようとするときは、特殊標章等に係る交付申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(交付決定)</p> <p>第5条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付を決定したときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、申請者に特殊標章等を交付する。</p> <p>(特例交付)</p> <p>第6条 前2条の規定にかかわらず、市長は、人命の救助等の</p>		<p>で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>ために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。</p> <p>(再交付)</p> <p>第7条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損し、若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付を受けるものとする。この場合において、汚損し、又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、身分証明書の交付を受けた者が身分証明書の記載事項に変更を生じた場合について準用する。</p> <p>(有効期間及び更新)</p> <p>第8条 身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。</p> <p>2 身分証明書の更新は、第4条及び第5条の規定に準じて行うものとする。</p> <p>(身分証明書の携帯)</p> <p>第9条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章を使用するときは、身分証明書を携帯するものとする。ただし、第6条の規定による交付を受けた場合において、特殊標章を使用するときは、この限りでない。</p> <p>(返納)</p> <p>第10条 特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったとき、その他市長が必要と認めるときは、特殊標章等を返納しなければならない。</p> <p>(留意事項)</p> <p>第11条 特殊標章等の交付を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。</p> <p>2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。</p> <p>3 特殊標章により識別させることができる場所等は、専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。</p> <p>(訓練における貸与)</p> <p>第12条 市長は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、第3条各号に掲げる者に対し、特殊標章を貸与することができる。</p> <p>(体制の整備等)</p> <p>第13条 市長は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>やかに交付できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努める。</p> <p>(様式)</p> <p>第14条 特殊標章等の様式は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）に定めるところによる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第15条 特殊標章等の交付に関する事務は、新座市国民保護対策本部が設置された場合にあつては本部事務局、その他の場合にあつては総務部危機管理課が行う。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の特殊標章等の交付に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、告示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年告示第91号）</p> <p>この告示は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年告示第507号）</p> <p>この告示は、平成30年1月1日から施行する。</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
資料集（新規） （112 頁 - シ）	<p>7 特殊標章及び身分証明書様式 (赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインから抜粋)</p> <p>1 特殊標章</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(f) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。</li> <li>(g) 三角形の一角が垂直に上を向いていること。</li> <li>(h) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。</li> </ul> </li> <li>○ 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。</li> <li>○ 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（C M Y K 値：C-0, M-36, Y-100, K-0、R G B 値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（C M Y K 値：C-100, M-100, Y-0, K-0、R G B 値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。</li> </ul> <p>2 身分証明書</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="324 598 683 1165"> <p>表面</p>  </div> <div data-bbox="694 598 1041 1165"> <p>裏面</p>  </div> </div> <p>【日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】</p>		これまで資料編として別冊に掲載していた様式について、本編に資料集として新規掲載するもの。
資料集（新規） （113 頁 - シ）	<p>8 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 (平成25年10月1日内閣府告示第229号) (最終改正：平成28年3月31日内閣府告示第113号)</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第10条第1項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関</p>		これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成25年10月1日から適用する。</p> <p>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準</p> <p>(救援の程度及び方法)</p> <p>第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「令」という。)第10条第1項(令第52条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。</p> <p>2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。</p> <p>3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市においては、その長)は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。</p> <p>(収容施設の供与)</p> <p>第2条 法第75条第1項第1号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難所</p> <p>イ 避難住民(法第52条第3項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第2条第4項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。</p> <p>ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。</p> <p>ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり320円(冬季(10月から3月までの</p>		



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>期間をいう。以下同じ。)については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。</p> <p>ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は2,660,000円以内とすること。</p> <p>(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、1人1日当たり320円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。</p> <p>ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。</p> <p>ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。</p> <p>ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。</p> <p>チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法(平成16年法律第110号)第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)第2条、第8条及び第9条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。</p> <p>2 応急仮設住宅</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。</p> <p>ロ 1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、2,660,000円以内とすること。</p> <p>ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。</p> <p>(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)</p> <p>第3条 法第75条第1項第2号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,110円以内とすること。</p> <p>2 飲料水の供給</p> <p>イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)</p> <p>第4条 法第75条第1項第3号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うもので</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																					
	<p>あること。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>3 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。</p> <table border="1" data-bbox="342 531 996 646"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>1人世帯の額</th> <th>2人世帯の額</th> <th>3人世帯の額</th> <th>4人世帯の額</th> <th>5人世帯の額</th> <th>世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>17,300円</td> <td>22,300円</td> <td>32,800円</td> <td>39,300円</td> <td>49,800円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>28,600円</td> <td>37,000円</td> <td>51,600円</td> <td>60,400円</td> <td>75,900円</td> <td>10,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。</p> <p>（医療の提供及び助産）</p> <p>第5条 法第75条第1項第4号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 医療の提供</p> <p>イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。</p> <p>ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む）を行うことができること。</p> <p>ハ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p>	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円	冬季	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円		
季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額																		
夏季	17,300円	22,300円	32,800円	39,300円	49,800円	7,300円																		
冬季	28,600円	37,000円	51,600円	60,400円	75,900円	10,400円																		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(5) 看護</p> <p>ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。</p> <p>2 助産</p> <p>イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。</p> <p>(被災者の捜索及び救出)</p> <p>第6条 法第75条第1項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。</p> <p>2 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>(埋葬及び火葬)</p> <p>第7条 法第75条第1項第6号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。</p> <p>2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。</p> <p>イ 棺（附属品を含む。）</p> <p>ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>3 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とすること。</p> <p>(電話その他の通信設備の提供)</p> <p>第8条 法第75条第1項第7号の電話その他の通信設備の提</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。</p> <p>2 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第1号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。</p> <p>3 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)</p> <p>第9条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第1号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。</p> <p>2 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とすること。</p> <p>(学用品の給与)</p> <p>第10条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第2号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。</p> <p>2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>物をもって行うこと。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>3 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校児童 1人当たり 4,300円</p> <p>(2) 中学校生徒 1人当たり 4,600円</p> <p>(3) 高等学校等生徒 1人当たり 5,000円</p> <p>4 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。</p> <p>(死体の搜索及び処理)</p> <p>第11条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第3号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 死体の搜索</p> <p>イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。</p> <p>ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。</p> <p>2 死体の処理</p> <p>イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。</p> <p>ロ 次の範囲内において行うこと。</p> <p>(1) 死体の洗淨、縫合、消毒等の処置</p> <p>(2) 死体の一時保存</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>(3) 検案</p> <p>ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。</p> <p>ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とすること。</p> <p>(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。</p> <p>(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。</p> <p>(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)</p> <p>第12条 法第75条第1項第8号の規定に基づく令第9条第4号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。</p> <p>1 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。</p> <p>2 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり134,800円以内とすること。</p> <p>(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)</p> <p>第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。</p> <p>1 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。</p> <p>イ 飲料水の供給</p> <p>ロ 医療の提供及び助産</p> <p>ハ 被災者の捜索及び救出</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>ニ 死体の捜索及び処理 ホ 救済用物資の整理配分</p> <p><u>2 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。</u></p>		
<p>資料集（新規） （122ページ）</p>	<p>9 動物の保護等に関する通知</p> <p>◆ 動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）</p> <p>1 平素からの備え 地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。</p> <p>○ 危険動物等の逸走対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。</li> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。</li> </ul> <p>○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体を実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。</li> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。</li> </ul>		<p>これまで資料編として別冊に掲載していた例規について、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由
	<p>2 武力攻撃事態等における動物の保護等  地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 危険動物等の逸走対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。</li> <li>・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。</li> <li>・ 地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。</li> </ul> </li> <li>○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。</li> <li>・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。</li> </ul> </li> </ul> <p>3 緊急対処事態における動物の保護等  緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。</p>		

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																														
資料集（新規） （124 頁 - シ）	<p>10 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）</p> <p>様式第1号（第1条関係） 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民） 記入日時（ 年 月 日 時 分）</p> <table border="1" data-bbox="347 443 1008 1120"> <tr><td>①氏名</td><td></td></tr> <tr><td>②フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧負傷（疾病）の該当</td><td>負傷 非該当</td></tr> <tr><td>⑨負傷又は疾病の状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑩現在の居所</td><td></td></tr> <tr><td>⑪連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。</td><td>回答を希望しない</td></tr> <tr><td>⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の支援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の票に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p>	①氏名		②フリガナ		③出生の年月日	年 月 日	④男女の別	男 女	⑤住所（郵便番号を含む。）		⑥国籍	日本 その他（ ）	⑦その他個人を識別するための情報		⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当	⑨負傷又は疾病の状況		⑩現在の居所		⑪連絡先その他必要情報		⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない	⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない	⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない	※備考			これまで資料編として別冊に掲載していた様式について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。
①氏名																																	
②フリガナ																																	
③出生の年月日	年 月 日																																
④男女の別	男 女																																
⑤住所（郵便番号を含む。）																																	
⑥国籍	日本 その他（ ）																																
⑦その他個人を識別するための情報																																	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当																																
⑨負傷又は疾病の状況																																	
⑩現在の居所																																	
⑪連絡先その他必要情報																																	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑩を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない																																
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない																																
⑭①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない																																
※備考																																	

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																																
資料集（新規） (125 頁 - シ)	<p>1 1 安否情報収集様式（死亡住民）</p> <p>様式第2号（第1条関係） 安 否 情 報 収 集 様 式 （ 死 亡 住 民 ） 記入日時（ 年 月 日 時 分 ）</p> <table border="1" data-bbox="344 427 1039 949"> <tr><td>① 氏名</td><td></td></tr> <tr><td>② フリガナ</td><td></td></tr> <tr><td>③ 出生の年月日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr><td>④ 男女の別</td><td>男 女</td></tr> <tr><td>⑤ 住所（郵便番号を含む。）</td><td></td></tr> <tr><td>⑥ 国籍</td><td>日本 その他（ ）</td></tr> <tr><td>⑦ その他個人を識別するための情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑧ 死亡の日時、場所及び状況</td><td></td></tr> <tr><td>⑨ 遺体が安置されている場所</td><td></td></tr> <tr><td>⑩ 連絡先その他必要情報</td><td></td></tr> <tr><td>⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意</td><td>同意する 同意しない</td></tr> <tr><td>※備考</td><td></td></tr> </table> <p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑩の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。</p> <table border="1" data-bbox="344 1217 1039 1294"> <tr> <td>⑪の同意回答者名</td> <td></td> <td>連絡先</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同意回答者住所</td> <td></td> <td>続柄</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。</p>	① 氏名		② フリガナ		③ 出生の年月日	年 月 日	④ 男女の別	男 女	⑤ 住所（郵便番号を含む。）		⑥ 国籍	日本 その他（ ）	⑦ その他個人を識別するための情報		⑧ 死亡の日時、場所及び状況		⑨ 遺体が安置されている場所		⑩ 連絡先その他必要情報		⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない	※備考		⑪の同意回答者名		連絡先		同意回答者住所		続柄			<p>これまで資料編として別冊に掲載していた様式について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>
① 氏名																																			
② フリガナ																																			
③ 出生の年月日	年 月 日																																		
④ 男女の別	男 女																																		
⑤ 住所（郵便番号を含む。）																																			
⑥ 国籍	日本 その他（ ）																																		
⑦ その他個人を識別するための情報																																			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況																																			
⑨ 遺体が安置されている場所																																			
⑩ 連絡先その他必要情報																																			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない																																		
※備考																																			
⑪の同意回答者名		連絡先																																	
同意回答者住所		続柄																																	



編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																										
資料集（新規） （127ページ）	<p>1 3 安否情報照会書様式</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">安 否 情 報 照 会 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住所(居所)</p> <p>氏 名 _____</p> <p>下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)</td> <td>① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="6" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被照会者を特定するために必要な事項</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small></td> <td>日本                      その他 ( )</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 申請者の確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">※ 備 考</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないで下さい。</p> </div>	照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	備 考		被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 ( )	その他個人を識別するための情報			※ 申請者の確認			※ 備 考				<p>これまで資料編として別冊に掲載していた様式について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )																												
備 考																													
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名																												
	フリガナ																												
	出生の年月日																												
	男 女 の 別																												
	住 所																												
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他 ( )																											
その他個人を識別するための情報																													
※ 申請者の確認																													
※ 備 考																													

編一章一節	改 正 案	現 行	変 更 理 由																									
資料集（新規） （128ページ）	<p>1.4 安否情報回答書様式</p> <p style="text-align: center;"><b>様式第5号</b>（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">安 否 情 報 回 答 書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)</p> <p>年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">避難住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">被 照 会 者</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>男 女 の 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)</td> <td>日本      その他 (      )</td> </tr> <tr> <td>その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現在の居所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>負傷又は疾病の状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td>連絡先その他必要情報</td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。  3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。  4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。  5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。</p> </div>	避難住民に該当するか否かの別		武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		被 照 会 者	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男 女 の 別		住 所		国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本      その他 (      )	その他個人を識別するための情報		現在の居所		負傷又は疾病の状況		連絡先その他必要情報			<p>これまで資料編として別冊に掲載していた様式について、時点修正の上で、本編に資料集として新規掲載するもの。</p>
避難住民に該当するか否かの別																												
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別																												
被 照 会 者	氏 名																											
	フリガナ																											
	出生の年月日																											
	男 女 の 別																											
	住 所																											
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本      その他 (      )																										
	その他個人を識別するための情報																											
	現在の居所																											
	負傷又は疾病の状況																											
	連絡先その他必要情報																											

